
第5章

高齢者福祉施策の展開

1 第9期計画の事業体系

基本理念 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちをこころみます	基本目標 1 一人ひとりが生きがいや役割をもって輝けるまち	
	施策	施策の方向性
	1 高齢者の就労・地域活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の多様なニーズに応える、新しい高齢期の働き方を支えます ○就労や社会参加を支援する関係機関との連携を強化し、各々の強みを生かす取組を進めます
	2 多様な主体による介護予防・生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な主体による介護予防・生活支援の体制づくりを進めます ○自立支援に向けた規範的統合の推進とケアマネジメントの質の向上をめざします
	3 介護予防・フレイル予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者が取り組みやすく、継続できる効果的な介護予防事業を推進します ○「運動・栄養+口腔・社会参加」への取組を啓発し、フレイル予防の拡充を図ります ○多様な通いの場の確保と利用促進を進めます ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組みます
	基本目標 2 サービスが必要になっても、自分らしい暮らし方を実現できるまち	
	施策	施策の方向性
	4 介護人材対策の推進とサービス基盤の充実・医療と介護の連携	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な介護サービス基盤を整備します ○業務の効率化・外国人人材を含む多様な介護人材の確保・育成・定着に向けた取組を進めます ○自立支援・重度化防止に資する介護サービスをめざします ○医療と介護の連携を推進します ○仕事と介護の両立支援に取り組みます
	5 効果的・効率的な介護給付の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○適切かつ公平な要介護認定に向けた取組を進めます ○自立支援に資するケアマネジメント力を強化します ○適正な介護報酬請求を促し、介護事業者の健全な運営を支援します
	基本目標 3 住み慣れた地域で安心して暮らせるまち	
	施策	施策の方向性
	6 住まい確保への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○居住支援の事業・取組を充実し、施設整備を含めた高齢者の住まいの確保を図ります ○住まいに伴う生活支援サービスの提供に取り組みます
	7 見守り体制の強化・推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の多様な主体の参画による見守りネットワーク事業の拡充を進めます ○ひとり暮らし高齢者の孤立化防止を進めます
8 災害時等に備える体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○平常時から災害時・緊急時を想定し、健康面での危機管理に配慮する視点ももちながら備える体制づくりを進めます ○避難に支援を必要とする方の、緊急時の避難行動に関する計画作成を支援します ○災害によらない緊急時にも、関係機関との円滑な連携により対応します 	
基本目標 4 思いやりの気持ちで互いに助け合い、尊厳をもって暮らせるまち		
施策	施策の方向性	
9 権利擁護支援・個人の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度等の周知・利用促進に努めます ○人生を安心して暮らせるよう老いじたくを推進します ○高齢者の尊厳ある生活を支援します ○権利擁護の促進に資する体制の整備を図ります 	
10 多様な主体が参画する地域づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> ○生活支援サービスの体制整備を図ります ○高齢者を中心とした地域の多様な主体が集い、活躍する拠点を構築します 	
11 地域共生社会を見据えた地域包括ケアの体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センターの相談支援機能等の強化を推進します ○地域ケア会議を通じて、地域の課題解決に向けた取組を推進します ○高齢者の地域での在宅生活を支えます 	
12 共生と予防を軸とした認知症高齢者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症の共生と予防への理解を深める地域づくりを進めます ○早期診断・早期対応のための体制整備を推進します ○若年性認知症の人と家族への支援を推進します 	

施策を支える事業・取組	
(1) 大田区 いきいき しごと ステーションの充実（就労支援）	(2) シニアクラブの活性化
(3) シルバー人材センターへの支援	(4) シニアステーション砦谷（就労支援事業）
(5) いきいき高齢者入浴事業	
(1) 多様なサービスの充実	(2) 住民主体のサービスの拡充
(3) 自立支援の規範的統合と効果的な介護予防事業の推進	
(1) 一般介護予防事業	(2) おおたフレイル予防事業
(4) 多様な通いの場の確保	(3) 地域介護予防活動支援事業
(5) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する取組の推進	
施策を支える事業・取組	
(1) 地域密着型サービスの整備支援	(2) 認知症高齢者グループホームの整備支援
(3) 特別養護老人ホームの整備支援	
(4) 業務の効率化に向けた取組	(5) 外国人人材を含む多様な人材の確保に向けた取組
(6) 介護人材の定着・育成(資質向上)に向けた取組	
(7) 機能訓練・口腔機能の向上等に向けた取組	(8) 効率的な実地指導の実施
(9) サービスの向上に向けた情報の提供・公表	
(10) 在宅医療の区民への普及啓発	(11) 在宅医療相談窓口の利用促進
(12) 医療と福祉・介護の連携	
(13) 区民及び区内企業・事業者へ向けた普及啓発	
(1) 介護認定調査員研修の実施	(2) 審査会委員間での審査判定の基本的な考え方の共有
(3) ケアプラン点検、住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査	(4) ケアマネジャー向け研修
(5) 縦覧点検・医療突合	(6) 介護給付費通知
(7) 給付実績の活用	
施策を支える事業・取組	
(1) 居住支援の事業・取組の充実	(2) 生活支援付すまい確保事業
(3) 高齢者住宅改修への支援	(4) シルバービア・高齢者アパートの供給
(5) 都市型軽費老人ホーム等の整備支援	
(1) 高齢者見守りネットワーク事業の充実	(2) ひとり暮らし高齢者支援事業
(3) 消費者被害防止の推進	(4) 高齢者ほっとテレフォンの実施
(5) 高齢者見守り強化策としての熱中症予防事業	
(1) 福祉避難所等の体制整備	(2) 個別避難計画の作成
(4) 介護事業者等への支援	(3) 避難行動要支援者名簿への登録推進と利活用
(5) 緊急支援体制の整備	
施策を支える事業・取組	
(1) 成年後見制度の利用促進	(2) 老いたくの推進
(3) 高齢者虐待防止の啓発及び高齢者虐待の対応	
(1) 生活支援サービスの体制整備	(2) シニアステーション事業の推進
(3) 老人いこいの家等の新たな機能の展開	
(1) 地域包括支援センターの配置	(2) 地域包括支援センターの運営支援
(4) 高齢者在宅生活支援事業	(3) 地域ケア会議の開催
(6) 家族介護者の交流の促進	(5) 家族介護者支援ホームヘルプサービス事業
(7) 介護・医療等のデータ利活用	
(1) 認知症サポーター養成講座事業	(2) 認知症検診推進事業
(4) 認知症初期集中支援チーム	(3) 認知症地域支援推進員
(7) 認知症予防の促進	(5) 若年性認知症の人と家族への支援
(8) 認知症支援コーディネーター事業	(6) 認知症高齢者支援事業
(9) 大田区行方不明高齢者等情報配信事業（高齢者見守りメール）	(7) 認知症支援コーディネーター事業
(10) 認知症高齢者グループホーム家賃等助成事業	

2 高齢者福祉施策の展開

《 施策ページの見方について 》

各施策のページは次のような構成になっています。

◆**施策：**
基本目標をどのような手段で達成していくかを示しました。

◆**現状と課題：**
施策をとりまく現状、区の実情及び課題について整理し、まとめました。

◆**施策の方向性：**
施策に取り組むにあたっての具体的な方向性を示しました。

◆**施策を支える事業・取組：**
「施策の方向性」の実現のため実施する各事業について、第9期において実施する具体的な取組内容・方針等を記載しました。
また、令和4年度末時点の事業実績数字も記載しました。
各事業のうち、年度ごとの取組内容を示すべきと思われるものについては、年度ごとの取組内容を記載しました。

基本目標1	基本目標2	基本目標3	基本目標4
一人ひとりが生きがいや役割をもって輝けるまち			
施策1 高齢者の就労・地域活動の支援			
【現状と課題】			
<ul style="list-style-type: none"> 現在、65歳以上の高齢者の約8割は要介護・要支援認定を受けていない高齢者です。令和4年度大田区高齢者等実態調査（以下この章において「実態調査」という。）では、要介護認定を受けていない高齢者のうちの約9割の人が、普通の生活において、介護・介助は必要ないと回答しています。 要介護認定を受けていない高齢者のうち、健康づくり活動や趣味等のグループ活動等の地域づくりの活動に「参加者として参加したい」と回答した人は約5割に及んでいます。高齢者の地域活動への参加は、高齢者自身にとって充実した高齢期を過ごす機会になると同時に、地域を支える人材としての活躍も期待されます。 また、社会参加や社会的役割をもつことが高齢者の生きがいや介護予防につながるのとされており、介護予防のあり方の一つとして、役割のある社会参加や就労を通じた生きがいづくりが注目されています。高齢者の就労については、収入を得る手段であるだけでなく、高齢期における社会とのつながりや、高齢者自身の能力・意欲を発揮した生きがいを得られる機会とも位置づけられています。 このような状況を踏まえ、区では高齢者の社会参加を支援する取組を進めてきました。今後、さらに高齢者の就労・社会参加のニーズが増加することが見込まれる中、高齢者の個々のニーズ・意欲に応じた多様な就労・地域活動の場の整備や、社会参加を望む高齢者を支援する体制の整備が求められています。 国も、役割がある形での高齢者の社会参加を推進すべく、有償ボランティアを含む「就労的活動」の支援に取り組んでいます。区としても、関係団体や地域団体、事業者等との連携による高齢者の就労的活動への支援について調整、検討が求められます。 また今後、介護等の専門職の不足が見込まれる中、高齢者が専門職の補助（資格がなくてもできる業務）にあたる仕組みも必要です。介護等専門職が行うべきことと、高齢者の補助者が担うことを整理し、役割に応じたマッチングを行う体制づくりのほか、介護等の仕事に対する理解を深めることも重要です。 			
【施策の方向性】			
高齢者の多様なニーズに応える、新しい高齢期の働き方を支えます			
<ul style="list-style-type: none"> 就労支援のあり方について、高齢者の方が働きやすくなるよう体制づくりを進めるために区内の高齢者の就労支援事業に係る関係機関の役割を明確化し、高齢者の多様な就労希望に沿ったマッチングを進めていきます。 介護分野等への高齢者のさらなる就労促進を進めるため、これらの仕事に対する心身のハードルを下げる工夫とすみやかに就労へ結びつける仕組みづくりを進めます。 			
就労や社会参加を支援する関係機関との連携を強化し、各々の強みを生かす取組を進めます			
<ul style="list-style-type: none"> 大田区 いきいき しごと ステーション（高齢者等就労・社会参加支援センター）、シルバー人材センター、シニアステーション 笹谷（就労支援事業）、シニアクラブなど、就労や社会参加を支援する多様な機関の連携強化を進めます。そのことにより、高齢者が知識や経験、技術や能力を活かして就労や地域の様々な活動に参加できるような情報提供やきっかけづくり、社会参加の機会拡大を図り、多くの高齢者が社会や地域の貴重な支え手として活躍できる仕組みづくりを推進します。 いきいき高齢者入浴事業やシニアクラブへの支援の実施により、高齢者の閉じこもり防止や、健康の増進、ボランティアへの参加、生きがいづくりなど、社会参加を促す活動を推進します。 			
【施策を支える事業・取組】			
1 大田区 いきいき しごと ステーションの充実（就労支援） （高齢福祉課）			
<ul style="list-style-type: none"> 大田区 いきいき しごと ステーションへの運営費補助を通じ、高齢者が就労や地域の様々な活動に参加できるような情報提供やきっかけづくりを進めます。 プレシニア（55歳以上 65歳未満の中高齢者）を含む高齢者の方を対象に、就労（無料職業紹介）や社会参加活動など、多様な活動を支援していきます。 求職者数 1,956人 就職者数 130人 相談者数 524人 求人開拓件数 2,630件（令和4年度） 			
【計画期間における取組】			
<ul style="list-style-type: none"> 求人開拓件数の増加をめざした取組の実施 令和6～8年度 ・窓口での相談業務をはじめ、就職面接会や就職に役立つセミナーの開催等により、高齢者の就職活動を支援し、就職者数の増加をめざす。 			
2 シニアクラブの活性化 （高齢福祉課）			
<ul style="list-style-type: none"> シニアクラブへの運営費の補助等を通じ、ボランティア活動や健康の増進等、生きがいのある生活を実現し、高齢者の社会参加と地域の活性化を促進します。 クラブ数 155（休会2含む） 会員数 13,315人（令和4年度） 			
【計画期間における取組】			
<ul style="list-style-type: none"> 連合会役員への支援を通じたクラブ活動の活性化 令和6～8年度 ・クラブ活動の広報の強化等による会員数の増加の支援 			

一人ひとりが生きがいや役割をもって輝けるまち

施策1 高齢者の就労・地域活動の支援

【現状と課題】

- 現在、65歳以上の高齢者の約8割は要介護・要支援認定を受けていない高齢者です。令和4年度大田区高齢者等実態調査(以下この章において「実態調査」という。)では、要介護認定を受けていない高齢者のうちの約9割の人が、普通の生活において、介護・介助は必要ないと回答しています。
- 要介護認定を受けていない高齢者のうち、健康づくり活動や趣味等のグループ活動等の地域づくりの活動に「参加者として参加したい」と回答した人は約5割に及んでいます。高齢者の地域活動への参加は、高齢者自身にとって充実した高齢期を過ごす機会になると同時に、地域を支える人材としての活躍も期待されます。
- また、社会参加や社会的役割をもつことが高齢者の生きがいや介護予防につながるとされており、介護予防のあり方の一つとして、役割のある社会参加や就労を通じた生きがいづくりが注目されています。高齢者の就労については、収入を得る手段であるだけでなく、高齢期における社会とのつながりや、高齢者自身の能力・意欲を發揮した生きがい得られる機会とも位置づけられています。
- このような状況を踏まえ、区では高齢者の社会参加を支援する取組を進めてきました。今後、さらに高齢者の就労・社会参加のニーズが増加することが見込まれる中、高齢者の個々のニーズ・意欲に応じた多様な就労・地域活動の場の整備や、社会参加を望む高齢者を支援する体制の整備が求められています。
- 国も、役割がある形での高齢者の社会参加を推進すべく、有償ボランティアを含む「就労的活動」の支援に取り組んでいます。区としても、関係団体や地域団体、事業者等との連携による高齢者の就労的活動への支援について調整、検討が求められます。
- また今後、介護等の専門職の不足が見込まれる中、高齢者が専門職の補助(資格がなくてもできる業務)にあたる仕組みも必要です。介護等専門職が行うべきことと、高齢者の補助者が担うことを整理し、役割に応じたマッチングを行う体制づくりのほか、介護等の仕事に対する理解を深めることも重要です。

【施策の方向性】

高齢者の多様なニーズに応える、新しい高齢期の働き方を支えます

- 就労支援のあり方について、高齢者の方が働きやすくなるよう体制づくりを進めるために、区内の高齢者の就労支援事業に係る関係機関の役割を明確化し、高齢者の多様な就労希望に沿ったマッチングを進めていきます。

- ・ 介護分野等への高齢者のさらなる就労促進を進めるため、これらの仕事に対する心身のハードルを下げる工夫とすみやかに就労へ結びつける仕組みづくりを進めます。

就労や社会参加を支援する関係機関との連携を強化し、各々の強みを生かす取組を進めます

- ・ 大田区 いきいき しごと ステーション(高齢者等就労・社会参加支援センター)、シルバー人材センター*、シニアステーション糀谷(就労支援事業)、シニアクラブなど、就労や社会参加を支援する多様な機関の連携強化を進めます。そのことにより、高齢者が知識や経験、技術や能力を生かして就労や地域の様々な活動に参加できるような情報提供やきっかけづくり、社会参加の機会拡大を図り、多くの高齢者が社会や地域の貴重な支え手として活躍できる仕組みづくりを推進します。
- ・ いきいき高齢者入浴事業やシニアクラブへの支援の実施により、高齢者の閉じこもり防止や、健康の増進、ボランティアへの参加、生きがいづくりなど、社会参加を促す活動を推進します。

【施策を支える事業・取組】

1 大田区 いきいき しごと ステーションの充実(就労支援) (高齢福祉課)

- ・大田区 いきいき しごと ステーションへの運営費補助を通じ、高齢者が就労や地域の様々な活動に参加できるよう情報提供やきっかけづくりを進めます。
- ・プレシニア(55歳以上 65歳未満の中高齢者)を含む高齢者の方を対象に、就労(無料職業紹介)や社会参加活動など、多様な活動を支援していきます。
- ・求職者数 1,956 人 就職者数 130 人 相談者数 524 人 求人開拓件数 2,630 件 (令和4年度)

《計画期間における取組》

- ・ 求人開拓件数の増加をめざした取組の実施
- 令和6～8年度 ・ 窓口での相談業務をはじめ、就職面接会や就職に役立つセミナーの開催等により、高齢者の就職活動を支援し、就職者数の増加をめざす

2 シニアクラブの活性化 (高齢福祉課)

- ・シニアクラブへの運営費の補助等を通じ、ボランティア活動や健康の増進等、生きがいのある生活を実現し、高齢者の社会参加と地域の活性化を促進します。
- ・クラブ数 155(休会2含む) 会員数 13,315 人 (令和4年度)

《計画期間における取組》

- ・ 連合会役員への支援を通じたクラブ活動の活性化
- 令和6～8年度 ・ クラブ活動の広報の強化等による会員数の増加の支援

3 シルバー人材センターへの支援

(高齢福祉課)

・公益社団法人大田区シルバー人材センターへの運営費の補助等を通じ、自らの能力や経験を生かして働きたい高齢者や、短時間労働を希望する高齢者が働く機会を確保するとともに、高齢者の地域社会への貢献を進めます。また、ボランティア活動の機会を提供することで、高齢者の社会参加を促進します。

・会員数 3,093 人 就業率 60.49% 受託件数 17,660 件 (令和4年度)

《計画期間における取組》

- 令和6～8年度
- ・ 会員の拡大
 - ・ 就業機会の拡大
 - ・ 安全就業の推進と健康の確保
 - ・ 社会奉仕活動の推進

4 シニアステーション糶谷(就労支援事業)

(高齢福祉課)

・シニアステーション糶谷のプレシニアに対する就労支援事業等の実施を通じて、高齢者の働く機会や社会参加の機会を拡大していきます。また、必要に応じて就労前・後の伴走型のサポートによる支援など、きめ細かな支援を実施します。

・相談件数 319 件 (令和4年度)

《計画期間における取組》

- 令和6～8年度
- ・ 活動支援事業として、社会参加相談、コミュニティスペースの設置を実施
 - ・ 介護予防、健康増進事業として、フレイル予防講座の企画・実施
 - ・ 社会参加及び交流事業として、各種講座の開催、多世代交流の企画実施、ボランティア紹介、無料職業紹介の実施

5 いきいき高齢者入浴事業

(高齢福祉課)

・入浴証を発行し、公衆浴場利用料金の一部を区が負担することにより、健康維持や地域でのふれあいを推進し、閉じこもり防止を図ります。

・いきいき高齢者入浴事業については、より事業効果を高める工夫を重ねていきます。

・入浴証引換人数 20,395 人 延利用回数 414,980 回 (令和4年度)



コラム① ～社会参加を通じた高齢者の活躍と健康増進～

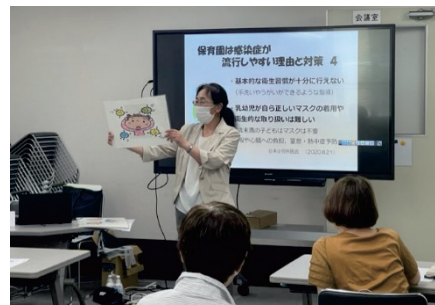
◆高齢者が希望する働き方の多様化

公益社団法人大田区シルバー人材センターでは、大田区にお住まいの60歳以上の方が会員となり、地域での仕事やボランティア活動を提供しています。会員の平均年齢は75歳程度と、高齢者雇用安定法改正による定年年齢引き上げの影響もあり、高齢化の傾向にあります。80歳代で入会される方もおり、高齢になっても意欲的に働いている元気な高齢者が多くいます。

かつては週に複数回、継続的に働くことを希望する人が多い傾向にありましたが、近年では家庭やプライベートの時間を大切にしながら、不定期に入る短時間の仕事でもよい、年に数回単発での仕事でもよいといった人も増えています。「人生100年時代」とも言われる今、高齢期をどう過ごすか、“自分らしく、自分で決める”ことが、働き方についても重視されるようになっていきます。

◆高齢者が意欲的に、安心安全に活動するための支援

仕事内容としては、電話受付・入力業務等の事務系の仕事を希望する人や高齢者自身の経験、スキルを生かした仕事を希望する傾向がありますが、これらは希望に対して仕事が少ないのが現状です。高齢者の活躍に向けた新たな仕事の掘り起こしも求められています。また、介護・保育分野では専門職を支える補助職としての活躍がより一層期待されます。



大田区シルバー人材センターでは、高齢者が安心して仕事に臨めるよう、接遇や安全を学ぶ研修や体験就業、未就業相談会等の支援体制も整えています。また受注が多い清掃業務に関してはプロを招いた研修、技術を要する剪定や襖の張替え等に関してはOJT体制等、人材育成にも努めています。研修を通じてマッチング率向上を図るほか、ホームページ上にて仕事の紹介動画を公開する等、情報発信・普及啓発も行っています。

また、仕事の提供のみならず、高齢者による社会活動サークルもあり、ものづくりや英会話講座等の共通の趣味を持った高齢者同士の交流も行われています。

◆健康維持や地域への貢献につながる活動—雨水桝への薬剤投入の事例—



蚊が媒介する感染症のまん延防止のため、蚊の成長を抑制する薬剤を区道の雨水桝に投入する仕事では、担当区域を歩きながら、少しかがんだ姿勢で薬剤を投入していきます。体力を要する仕事のため、高齢者自身の健康づくりにもつながっており、また、自分の隙間時間を生かして取り組める点もメリットの一つになっています。住民の方からは蚊が少なくなったと感謝の声も届いており、地域への貢献を実感できる点は、仕事へのモチベーションや元気の源になっています。

(本活動は、令和5年9月取材時点となります。)

施策2 多様な主体による介護予防・生活支援の充実

【現状と課題】

- 「介護予防・日常生活支援総合事業」(以下「総合事業」という。)は、要支援高齢者等に対して、多様な主体が必要な生活支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」と、全ての高齢者を対象に、体操教室や口腔・栄養に関する講座などを行う「一般介護予防事業」で構成されています。
- 区は「介護予防・生活支援サービス事業」の実施により、要支援高齢者等が住み慣れた地域でその人らしい生活を送ることができるよう、介護の専門職が提供する生活支援サービスだけでなく、地域のボランティアによる日常生活の支援や、短期集中型の機能訓練など、多様な主体が地域の高齢者の暮らしを支える体制づくりを推進してきました。
- 総合事業が推進される背景として、介護予防の必要性とともに、日常生活のサポート(家事支援等の生活支援、見守りや外出支援等)のニーズの高まりもあります。高齢単身世帯や高齢夫婦世帯の増加を背景に、介護予防・生活支援サービスの重要性は、今後ますます高まっていくものと考えられます。
- 介護予防・生活支援サービスの推進にあたっては、サービス提供事業者やボランティア、関係機関とともに総合事業への理解を深め、また、介護予防のスキルアップを図っていくことが重要です。高齢者の自立を尊重した支援が提供できるよう、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所を対象に、研修や講習会を通じてケアマネジメント力の強化を図っています。
- 今後も、介護保険法の改正など、国の動向を注視しつつ、より使いやすく効果的な制度となるよう、引き続き取組を進める必要があります。

【施策の方向性】

多様な主体による介護予防・生活支援の体制づくりを進めます

- 要支援者や基本チェックリスト*による事業対象者に対して、地域包括支援センター等による介護予防ケアマネジメントに基づき、訪問型サービスや通所型サービスなどを提供し、高齢者が自立した生活を継続できる体制を整備します。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、住民主体サービスの拡充を図り、住民同士が支え合う環境の整備へとつなげます。
- 国の動向を注視し、適切かつ迅速に対応できるよう柔軟な事業運営体制を構築します。

自立支援に向けた規範的統合の推進とケアマネジメントの質の向上をめざします

- 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所を対象に実務的な研修を実施し、ケアマネジメント力の向上を図ります。

- ・ サービス事業者や利用者等に対し、広く総合事業の考え方を周知し、理解を深めることにより効果的な事業実施につなげます。

【施策を支える事業・取組】

1 多様なサービスの充実

(高齢福祉課)

- ・ 専門職が自宅を訪問し、利用者自身の力を生かしながら掃除や洗濯などの日常生活を支援します。また、通所施設により、運動機能の維持・改善を目的とした機能訓練や、生活機能の向上につながる支援を行います。
- ・ 身体機能の改善が見込まれる高齢者に対し、リハビリテーション専門職を派遣し、短期集中的な機能訓練の実施により早期回復に向けた支援を行うとともに、閉じこもりを防ぎます。
- ・ 通所型サービス 利用件数 21,943 件 利用回数 129,690 回 (令和4年度)
- ・ 訪問型サービス 利用件数 8,593 件 利用回数 44,865 回
- ・ 元気アップリハ 利用件数 142 件 利用回数 718 回

《計画期間における取組》

- ・ 介護予防・生活支援サービス事業の実施
- 令和6～8年度 (1)通所型サービス (2)訪問型サービス
- (3)元気アップリハ(訪問型短期機能訓練)

2 住民主体のサービスの拡充

(高齢福祉課)

- ・ 高齢者の多様な生活ニーズを支援し、住み慣れた地域で自立した生活を維持することができるよう住民同士の支え合いによる支援を行います。
- ・ 地域のボランティアが自宅を訪問し、掃除や洗濯などの日常生活を支援する「絆サポート」の担い手の拡充を図ります。
- ・ 絆サポート 利用件数 2,094 件 利用回数 7,423 回 (令和4年度)

《計画期間における取組》

- 令和6～8年度
- ・ 絆サポート(住民主体の生活支援)の実施
- ・ 地域ボランティア研修の実施

3 自立支援の規範的統合と効果的な介護予防事業の推進

(高齢福祉課)

- ・ 地域包括支援センターを中心に、自立に向けた目標設定、アプローチを可能にするために、研修等を通じてケアマネジメント力の強化を図ります。
- ・ 介護予防に取り組む高齢者と、それを支援する事業者の効果的な取組を表彰する介護予防応援事業により、介護予防の重要性の普及啓発及び利用者事業者とのモチベーションの向上を図ります。
- ・ 介護予防応援事業 エントリー事業者数 23 チーム 優秀な取組5チームを表彰(令和4年度)

施策3 介護予防・フレイル予防の推進

【現状と課題】

- 実態調査の結果では、要介護認定を受けていない 65 歳以上の高齢者の7割以上の方が、自らの健康状態を「とてもよい」、「まあよい」と回答しました。
- 高齢者が元気を維持し、要介護状態になることを予防するには、フレイル(心と体が虚弱になる状態)を予防する取組が重要です。高齢者が自発的に元気維持・介護予防に取り組むことができるよう、区は各種体操教室や認知症予防講座など様々な一般介護予防事業を展開しています。
- 実態調査の結果、新型コロナウイルス感染症の影響により、約3人に1人が「運動不足により筋力や体力が低下した」と回答しており、介護予防・フレイル予防の重要性は一層高まっています。感染症対策の一環として取り組んだICT機器を活用した介護予防事業は、自宅でも取り組めるなど活動拠点が制限されないといった効果もあるため、継続した取組が必要と考えられます。
- また、地域の方が担い手の中心となる「通いの場」において、介護予防を通じた高齢者間の交流を促進するとともに、地域の方等と連携し、新たな担い手の育成へとつなげていく必要があります。
- 高齢者の健康寿命の延伸、健康の保持・増進に向け、高齢者の健康状態に応じた介護予防事業の推進を図るべく、保健事業と介護予防の一体的な実施が求められています。

【施策の方向性】

高齢者が取り組みやすく、継続できる効果的な介護予防事業を推進します

- 高齢者が介護予防に取り組むきっかけとなるとともに、活動の継続を促進するため、体操教室等の介護予防事業を実施します。
- 体力にあわせ、運動強度を考慮した体操教室や文化的講座などに加え、ICTを活用したりリモート方式による開催など、効果的な介護予防・フレイル予防事業を推進します。また、認知症予防やレクリエーション等をオンラインで実施し、参加者同士の交流促進へとつなげます。

「運動・栄養＋口腔・社会参加」への取組を啓発し、フレイル予防の拡充を図ります

- フレイル予防の三要素「運動・栄養＋口腔・社会参加」を取り入れて地域活動を展開していく「おたフレイル予防事業」を推進していきます。
- フレイルの進行を遅らせ、健康寿命を延伸するため、介護予防の大切さを積極的に周知し、地域への普及啓発を推進していきます。

多様な通いの場の確保と利用促進を進めます

- ・ 地域の高齢者が担い手となる通いの場を確保し、介護予防を通じた利用者間の交流を促進します。その結果、筋力の維持・向上にとどまらず、地域とのつながりを深め、お互いに支え合う関係づくりに発展していくことにもつながります。区は、通いの場の拡充とともに、通いの場の利用促進に向けた普及啓発に取り組めます。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組めます

- ・ 生活習慣病の重症化のおそれのある方や健康状態が不明な方などにアプローチして、健康講座や健康相談等の事業を実施することで、生活習慣病の重症化予防やフレイル予防を図る保健事業と介護予防を一体的に実施します。

【施策を支える事業・取組】

1 一般介護予防事業

(高齢福祉課・健康づくり課)

- ・ 高齢者が介護予防に取り組むきっかけをつくるとともに、活動の継続を促進するため、普及啓発に取り組めます。
介護予防普及啓発事業(元気アップ教室等) 参加者数延 48,954 人 (令和4年度)
- ・ 地域における介護予防の取組を強化するため、地域ケア会議や区民等が運営する通いの場等へ、リハビリテーション専門職を派遣します。
地域リハビリテーション活動支援事業 派遣件数 109 件 (令和4年度)
- ・ 事業の効果検証を行い、実施方法・内容の見直しにつなげます。
一般介護予防事業評価事業(体力測定会等) 参加者数延 124 人 (令和4年度)

《計画期間における取組》

- 令和6～8年度 ・ 介護予防普及啓発事業(元気アップ教室等)の実施
- ・ 地域リハビリテーション活動支援事業の実施
- ・ 一般介護予防事業評価事業の実施

2 おおたフレイル予防事業

(高齢福祉課)

- ・ 区報やホームページを通じて、介護予防・フレイル予防の取組の重要性を周知します。また、地域ぐるみのフレイル予防を推進するため、フレイル予防講座を開催し、予防活動を支える地域の担い手の拡充に努めます。

《計画期間における取組》

- 令和6～8年度 ・ フレイル予防の取組の普及啓発
- ・ フレイル予防講座の実施

3 地域介護予防活動支援事業

(高齢福祉課)

- ・介護予防に関わるボランティア等の人材養成のための研修や、介護予防に資する地域活動団体の育成・支援を行います。
- ・ボランティアポイント制度事業等 参加者数延 1,592 人 (令和4年度)

《計画期間における取組》

令和6～8年度 ・地域介護予防活動支援事業の実施

4 多様な通いの場の確保

(高齢福祉課・地域福祉課)

- ・高齢者にとって運動や社会参加しやすい介護予防の拠点となる通いの場を拡充し、地域とのつながりを深め、お互いに支え合う関係づくりに発展させていきます。そのため、地域包括支援センターや関係機関と連携し、通いの場の立ち上げ・継続に向けたサポートを引き続き推進します。

5 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する取組の推進

(国保年金課・高齢福祉課・健康づくり課)

- ・後期高齢者のうち、フレイル傾向にある方や生活習慣病等の重症化のおそれがある方々を、国保データベース(KDB)システム*から抽出し、健康状態の把握や健康講座・相談等を行うことで早期のフレイル予防や重症化予防に取り組みます。

《計画期間における取組》

- | | |
|-------|---|
| 令和6年度 | <ul style="list-style-type: none">・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施<ul style="list-style-type: none">(1)ハイリスクアプローチ(2)ポピュレーションアプローチ・ 実施圏域を拡大(令和5年度:2圏域)・ KDBデータ等をもとに令和5年度実施内容の効果検証・ 実施圏域や事業実施方法等について、関係各課連携による効果検証 |
| 令和7年度 | <ul style="list-style-type: none">・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施<ul style="list-style-type: none">(1)ハイリスクアプローチ(2)ポピュレーションアプローチ・ KDBデータ等をもとに令和6年度実施内容の効果検証・ 令和8年度以降の委託事業者選定を実施・ 効果的な事業実施のために、引き続き関係各課で連携、検討 |
| 令和8年度 | <ul style="list-style-type: none">・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施<ul style="list-style-type: none">(1)ハイリスクアプローチ(2)ポピュレーションアプローチ・ KDBデータ等をもとに令和7年度実施内容の効果検証・ 効果的な事業実施のために、引き続き関係各課で連携、検討 |

サービスが必要になっても、自分らしい暮らし方を実現できるまち

施策4 介護人材対策の推進とサービス基盤の充実・医療と介護の連携

【現状と課題】

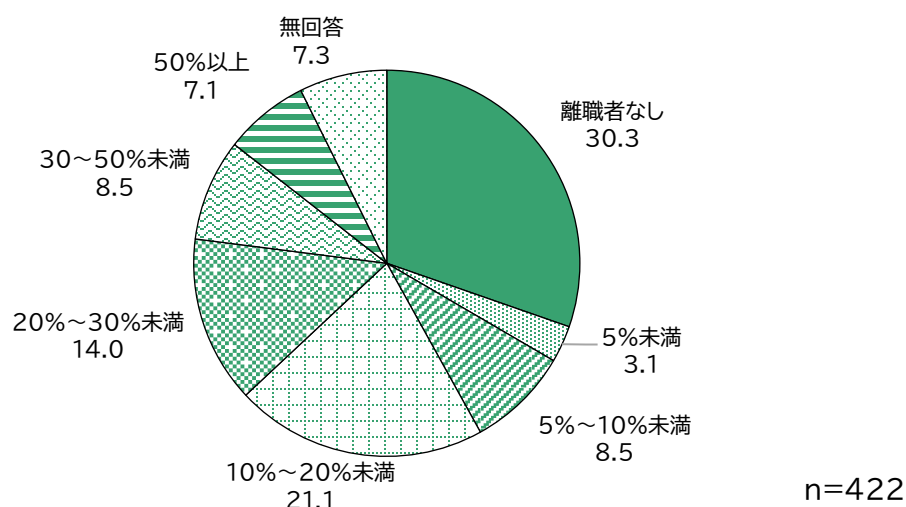
《多様な介護サービス基盤の整備》

- 区は、要介護・要支援者（以下「要介護者等」という。）の在宅生活の継続を支援し、家族介護者等の負担を軽減する観点から、地域密着型サービスを中心とした居宅サービス、認知症高齢者グループホーム等の居住系サービス、介護老人福祉施設（以下この章において「特別養護老人ホーム」という。）等の施設サービスなど、多様な介護基盤を整備してきました。
- 第9期計画においては、高齢者人口は横ばいで推移するものの、75歳以上の高齢者の割合が高まり、認知症高齢者や医療と介護の両方のニーズを有する要介護者等の増加が見込まれます。
- 認知症高齢者や要介護者等が環境変化の影響を受けやすいことに留意し、自宅を中心とする住み慣れた地域での生活を支援するため、日中、夜間を通じたサービス提供を一層充実させていく必要があります。
- 近年、増加傾向にある有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等は、給付の状況から、特別養護老人ホームに次ぐ中重度の要介護者の受け皿となっていることが推察されます。
- 居住系サービスが多様化する中でも特別養護老人ホームへの入所を希望する要介護者は一定程度存在する一方、第9期計画期間においては高齢者人口が横ばいで推移することが見込まれることなどを踏まえ、中期的なニーズを把握しながらの整備支援を進める必要があります。

《業務の効率化・介護人材の確保・育成・定着》

- 実態調査の結果では、約7割の事業所が介護人材の不足を感じている状況にあります。また、高齢者人材は多くの事業所で活用している一方、外国人材については高齢者人材と比べ活用があまり進んでいない状況でした。
- 介護人材の確保が厳しい中でも、多様な人材の確保と定着促進・離職防止・育成など、様々な視点から総合的な対策を進めていく必要があります。また、介護事業所におけるICTの活用等により業務の効率化を進め、安心して働き続けられる環境づくりを支援していく必要があります。

図表 5-1 介護職員等の離職率
【大田区の介護サービス事業所の離職率】



出典：令和4年度大田区高齢者等実態調査(介護サービス事業者等調査)

《自立支援・重度化防止に資する介護サービス》

- 大田区の要介護・要支援認定率は、全国・東京都平均と比較すると、低い水準で推移しています(第6章1(1)② 調整済み認定率(145 ページ)参照)。65 歳以上の高齢者が、要介護・要支援認定を受ける平均年齢(65 歳健康寿命)を東京都と比較した場合、延伸傾向ではあるものの、男女とも東京都平均をやや下回っています(第2章1(4) 健康寿命の推移(12 ページ)参照)。
- 訪問看護や通所介護事業所における理学療法士等による機能訓練等は、幅広く利用されている状況にあります。訪問及び通所リハビリテーション事業所の利用率は、東京都よりも低い傾向にあります。こうした状況を踏まえ、介護予防・重度化防止に向けた取組の促進とともに、要介護状態の維持・改善に資するサービスが提供されるよう、介護事業者への継続的な支援が必要となります。

《医療と介護の連携》

- 高齢化の進展が予想される中、心身の状態が悪化した後も自宅での生活継続を希望する高齢者は多く、また、地域医療構想*による病床の機能分化・連携により、在宅医療の需要や重要性は今後も高まることが予想されます。
- 高齢者が住み慣れた地域で必要な医療を受けながら安心して暮らせるよう、地域における医療機関の情報提供に取り組み、在宅医療の相談支援の拠点である在宅医療相談窓口*の普及啓発を進めています。
- 在宅医療への理解を深めていくため、「在宅医療ガイドブック」の周知等に取り組んでいますが、実態調査では、在宅医療について「どのような医療が受けられるかわからない」といった回答が高齢者一般調査では約4割、要介護認定者調査では約2割見られるなど、

区民の在宅医療に対する理解促進に向けた取組を継続・拡充していくことの必要性がうかがえます。

- 高齢者の在宅療養を支える医療・介護関係者によるネットワークづくりを進めていますが、関係者同士の相互理解や在宅療養者に関する情報共有が十分にできていないなどの課題があります。今後は、医療・介護関係者等の情報共有を図るなどの整備をより一層進めていくことが必要です。
- 利用者に関する介護情報等は、各介護事業所や自治体等に分散しています。医療・介護の連携を強化し、地域包括ケアシステムを深化・推進するため、自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤の整備について検討する必要があります。

《仕事と介護の両立支援》

- 親や家族の介護のために、やむを得ず仕事を辞めざるを得ない介護離職者の増加が懸念されています。実態調査においては、介護者のうちの7割程度の方が、何らかの調整をしながら仕事を継続しています。また、地域包括支援センターの認知度は6割程度となっており、引き続き周知が必要です。
- こうした状況を踏まえ、区内企業・事業所における仕事と介護の両立に向けた職場環境づくりへの支援や、現役世代等への介護保険制度の普及啓発が必要となります。

【施策の方向性】

多様な介護サービス基盤を整備します

- 医療及び介護ニーズを併せもつ中重度の要介護者が、在宅生活を継続できるよう、地域密着型サービスを中心としたサービス基盤の整備を進めます。
- 認知症高齢者の増加に対応していくため、認知症高齢者グループホームの整備を進めます。
- 特別養護老人ホームは、入所の必要性の高い要介護者における申込状況や、中重度の要介護者の受入れが進んでいる有料老人ホーム等の整備状況を踏まえ、中長期的に整備を進めます。

業務の効率化・外国人人材を含む多様な介護人材の確保・育成・定着に向けた取組を進めます

- 介護事業者による業務の効率化を促進するため、業務の細分化・再整理を行ったうえで、元気高齢者や外国人などの多様な人材確保を進めるとともに、ICTの活用に向けた取組を支援します。
- 介護現場を働く場として選び、働き続けられるよう、介護の仕事の魅力向上に取り組み、介護事業者における働きやすい職場環境づくりを支援します。

- 区内の介護人材の実態把握に努めるとともに、「大田区福祉人材育成・交流センター」の機能を活用し、大田区らしい地域共生社会の実現に向けた福祉人材の確保・育成・定着に取り組んでいきます。

自立支援・重度化防止に資する介護サービスをめざします

- 国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)等から提供されるデータなどの利活用に取り組み、介護予防・重度化防止に資する質の高いサービスが提供されるよう、介護事業者支援に取り組みます。
- 医師会等やりハビリテーション専門職等との連携を強化し、介護予防・重度化防止に向けた取組を推進します。
- 国が示す「実地指導の標準化・効率化等の運用指針」に基づき、重点的かつ効率的な実地指導を行います。

医療と介護の連携を推進します

- 区民の在宅医療に対する理解を一層進め、在宅医療を必要とする要介護者や家族に気軽に相談してもらえよう、在宅医療相談窓口の普及啓発に取り組みます。
- 在宅療養者の日常の療養支援、入退院時支援、急変時の対応、看取りの場面において、医療・介護等の多職種の関係者が緊密に連携できるよう、互いに顔の見える関係、話ができる関係づくりを進めます。
- 国の動向を注視し、国や東京都の計画、地域医療計画等とも整合を図りながら取組を進め、医療・介護情報基盤の連携強化、整備について検討を進めます。

仕事と介護の両立支援に取り組めます

- 仕事と介護の両立に向けた職場環境づくりに取り組む区内の企業・事業所向けのセミナー等を開催し、職場での介護への理解促進を支援します。
- 現役世代が、介護をする立場になった場合でも、円滑に介護サービスを利用できるよう、介護保険制度等の普及啓発に取り組みます。

【施策を支える事業・取組】

《多様な介護サービス基盤を整備します》

1 地域密着型サービスの整備支援

(介護保険課)

- 中重度の要介護者の在宅生活を支援するため、2か所の(看護)小規模多機能型居宅介護*、3か所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を支援します。
- 既存事業所数(令和4年度)

(看護)小規模多機能型居宅介護	8か所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5か所

2 認知症高齢者グループホームの整備支援

(介護保険課)

- ・認知症高齢者の安定した生活を支え、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、民間事業者による2か所の認知症高齢者グループホームの整備を支援します。
- ・箇所数及び利用定員数 42 か所(799名) (令和4年度)

3 特別養護老人ホームの整備支援

(介護保険課)

- ・自宅等での在宅生活が困難になった要介護者の安定した生活を支えていくため、(仮称)特別養護老人ホーム大森東(第9期期間中開設予定、118床)の早期開設に向けて支援します。そのほか、計画期間において1か所(80名程度)の整備を支援します。
- ・箇所数及び利用定員数 19 か所(1,910名) (令和4年度)

《業務の効率化・外国人人材を含む多様な介護人材の確保・育成・定着に向けた取組を進めます》

4 業務の効率化に向けた取組

(福祉管理課・介護保険課)

- ・業務の効率を上げるマネジメント能力や労務管理能力の向上を図る経営者・管理者向けの支援を実施します。
- ・国から示される介護現場における業務の効率化モデル等の情報を適宜発信し、支援を行います。
- ・公益財団法人東京都福祉保健財団等と連携し、介護分野のICTの実技講習や導入・活用にあたっての補助制度等の情報提供を行います。
- ・介護分野の文書作成に係る事務作業量の削減を支援するため、国の方針に基づく申請様式や手続きに関する簡素化・標準化等に係る情報提供や、将来的なICTの活用を見据えた必要な支援を講じていきます。

5 外国人人材を含む多様な人材の確保に向けた取組

(福祉管理課・介護保険課)

- ・ハローワーク大森、大田区介護保険サービス団体連絡会との共催による就職相談・面接会等により人材確保を図ります。
- ・おおた介護のお仕事就職相談・面接会 (令和4年度)
実施回数 8回 参加法人 32 法人 参加求職者数 59 人
相談・面接件数 70 件 就職者数 15 人
- ・元気高齢者が「介護助手」として就労参加していく仕組みづくりを進めるため、介護助手を採用・雇用する介護事業所等における環境整備や、介護助手への研修等を進めます。
- ・外国人が人材として安心して就労し、雇い主が採用・雇用していくための事業者向け研修や外国人介護人材の職場定着、スキルアップを支援するための介護の日本語研修を実施するなど、外国人介護人材の確保や育成、定着に向けた取組を推進します。
- ・多様なイベント等を通じて、介護の仕事の働きがいや介護現場の魅力とともに「大田区の介護現場で働く魅力」を発信していきます。

《計画期間における取組》

- ・外国人介護人材の雇用促進に向けた事業者向け研修及び外国人向け介護の日本語研修の実施
 - ・外国人介護人材の雇用促進に向けた取組強化を図るため、区内介護事業所や関係機関への間取りにより、取組事例や課題・ニーズの把握を行い、必要な取組を検討
- 令和6～8年度
- ・元気高齢者の介護助手導入に向けた、事業者及び高齢者向けセミナー等の実施
 - ・介護人材確保のため「おおた介護のお仕事就職相談・面接会」を継続して実施
 - ・介護現場の魅力発信、介護人材確保のため、「おおた福祉フェス」を継続して実施

6 介護人材の定着・育成(資質向上)に向けた取組 (福祉管理課・介護保険課)

・介護に係るスキルアップや、能力に応じたキャリアアップが図れるよう、多様な研修を実施します。

介護サービス事業者研修 21回(823人) (令和4年度)

- ・介護サービスの質の向上のため、介護事業者が介護職員初任者研修等の研修受講費を負担した場合、受講費の一部を助成します。
- ・個人や世帯の抱える複合的な課題に対して、切れ目なく包括的な支援を実施するため、多機関多職種連携によるチーム支援の推進に向けた研修を実施します。
- ・介護サービスと障害福祉サービスの連携や権利擁護支援の推進など、介護に関連する分野横断的な内容に関する研修の充実を図ります。
- ・研修の実施方法については、会場集合型やオンライン型によるもののほか、大田区福祉人材育成・交流センターのeラーニング研修システムの活用など、研修の目的や内容に応じて、効果的な手法により実施します。
- ・介護職員の資質向上や職場環境の改善に向けた介護事業者の取組を要件とする介護職員処遇改善加算等の取得支援を行います。
- ・専門性の高い人材の育成、定着を支援するため、大田区貸付奨学金制度において、区内の介護事業所に一定の要件により継続勤務した場合、返還額の半分の減免します。
- ・経営者・管理者層向けにマネジメント能力や労務管理能力の向上を支援するためのセミナー等を実施し、人材の定着を図ります。
- ・介護分野を含む区内福祉従事者同士の横のつながりや連携を強化するための交流事業を実施し、区内介護分野で働く魅力の向上を図ることで、職場定着を推進します。

《計画期間における取組》

- ・介護人材の定着・育成のため、介護サービス事業者研修及び介護職員初任者研修等受講費助成を実施
 - ・複合的な課題のある方への多機関・多職種連携を推進するための研修会や分野横断的な内容(権利擁護支援等)に関する研修会の実施
- 令和6～8年度
- ・人材定着に向けて、人材育成スキルアップセミナーや人材定着支援セミナー、福祉従事者交流事業の実施
 - ・多機関・多職種による連携支援や権利擁護支援に関して、事例を通して学ぶことのできる研修動画を作成するなどeラーニング研修コンテンツの充実を図る

《自立支援・重度化防止に資する介護サービスをめざします》

7 機能訓練・口腔機能の向上等に向けた取組

(介護保険課)

- ・「口から食べる幸せを」をコンセプトに、歯科医師会と連携し、区内の特別養護老人ホームにおける利用者の口腔機能を維持改善し、日常生活動作及び生活の質の向上を図り、正しい口腔ケアに関する知識の普及啓発並びに認識の向上を図ります。
- ・要介護者やその家族に向けたリハビリテーションの重要性の普及啓発とともに、介護事業者に向けたリハビリテーションへの理解促進を図る取組を進めます。

《計画期間における取組》

- ・事業未参加施設への参加の促し
- 令和6～8年度 ・誤嚥性肺炎等予防のため、引き続き、摂食嚥下指導の実施
- ・各施設、医師会、歯科医師会との連携

8 効率的な実地指導の実施

(福祉管理課)

- ・利用者の生活実態、サービスの提供状況、介護報酬基準の適合状況等を直接確認し、より良いケアの実現及び保険給付の適正化を推進するため、実地指導の標準化・効率化を進めます。
- ・令和6年度介護報酬改定等により新たに取組が必要となった事項、義務化された事項の実施状況等を確認して適切な指導及び助言を行い、事業所におけるサービスの質の向上を図ります。
- ・実地指導件数 94 事業所 (令和4年度)

《計画期間における取組》

- ・指導計画に基づき、実地指導及び集団指導の実施
- 令和6～8年度 ・実地指導予定数 100 事業所／各年度
- ・集団指導予定数 1回／各年度

9 サービスの向上に向けた情報の提供・公表

(福祉管理課・介護保険課)

- ・介護保険事業者連絡会等において、利用者からの苦情、事故報告書から蓄積した適切なサービスのあり方や事故等の未然防止策を周知するほか、実地指導等により把握した好事例のサービス情報の普及・浸透を図ります。
- ・福祉サービス第三者評価制度*の普及定着を図り、区民が、介護事業所の利用を検討する際の具体的な情報として活用できるよう受審結果の公表を促します。
- ・受審事業所数 56 事業所 (令和4年度)

《医療と介護の連携を推進します》

10 在宅医療の区民への普及啓発

(健康医療政策課)

- ・かかりつけ医の重要性や、在宅医療への区民の理解・認知度を深めるために、在宅医療についてわかりやすく説明した「在宅医療ガイドブック」の配布や、区民向け公開講座(くらし健康あんしんネットおおた)を開催し、普及啓発に取り組みます。

《計画期間における取組》

令和6年度	・区民及び関係事業者を対象としたアンケート調査・分析等に基づき、「在宅医療の区民への普及啓発」に関する今後の取組方針について検討を実施
令和7年度	・「在宅医療の区民への普及啓発」に関する取組に着手予定
令和8年度	・全体会(くらし健康あんしんネットおおた)の開催を通して、かかりつけ医の重要性や在宅医療への区民の理解・認知度向上に向けた継続的な取組

11 在宅医療相談窓口の利用促進

(健康医療政策課)

- ・在宅医療相談窓口を広く周知することを目的に、医療・介護関係者には専門職向けのリーフレットを配布します。区民には定期的な区報掲載のほか、より具体的な記載をしている「在宅医療ガイドブック」を配布し、認知度の向上を図り、窓口の利用促進を図ります。

《計画期間における取組》

令和6年度	・区民及び関係事業者を対象としたアンケート調査・分析等に基づき、「在宅医療相談窓口の利用促進」に関する今後の取組方針について検討を実施
令和7年度	・「在宅医療相談窓口の利用促進」に関する取組に着手予定 ・定期的な区報掲載や専門職へのリーフレット配布を行い、「在宅医療相談窓口」の認知度向上
令和8年度	・在宅医療ガイドブックの配布及び区報掲載、統合ポスター等、定期的な広報による在宅医療相談窓口の認知度向上・窓口の利用促進

12 医療と福祉・介護の連携

(健康医療政策課)

- ・在宅医療に関するスキルアップを目的とした多職種研修や、病院と地域の医療・介護関係者による交流会等を実施し、在宅医療・介護に係る課題抽出や解決策について検討していく機会を通じて、関係者相互の連携を強化していきます。
- ・地域における医療、介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護サービスを提供できるよう、「在宅医療」と「介護」の提供体制整備に向けた取組を実施します。

《計画期間における取組》

令和6年度	・区民及び関係事業者を対象としたアンケート調査・分析等に基づき、「在宅医療・介護連携」の推進に向けた今後の取組方針について検討を実施
令和7年度	・「在宅医療・介護連携の推進」に向けた取組に着手予定
令和8年度	・在宅医療に関するスキルアップを目的とした多職種研修、病院と地域の医療・介護関係者による交流会等を継続的に実施

《仕事と介護の両立支援に取り組みます》

13 区民及び区内企業・事業者へ向けた普及啓発

(介護保険課)

- ・セミナー等を通じ、区民や区内企業・事業者へ向けて、介護保険制度や仕事と介護の両立支援に有効な制度等の理解促進を図ります。
- ・相談窓口等を通じて、働きながら介護を行っている介護者の不安軽減に資する効果的なサービスの組み合わせや地域資源等の情報提供を行います。また、必要に応じて、地域包括支援センター等の関係機関との橋渡しの役割を果たすことで、介護者の不安や負担の軽減を図ります。
- ・区内企業・事業所に対し、東京都の介護休業取得応援事業や、介護に直面した従業員の就業継続を支える各種制度等の周知に取り組む区民活動団体を支援します。

《計画期間における取組》

- 令和6～8年度
- ・区民、区内事業者向けセミナー 年間2回
- ・区内企業向けセミナー 年間4回程度
- ・仕事と介護の両立相談への対応 年間10件程度



コラム② ～介護現場における外国人の活躍に向けた支援～

◆介護分野における外国人への期待

介護分野では人材不足が課題であり、外国人人材の活用が注目されています。実態調査における「介護サービス事業者等調査」によると、区内の介護サービス事業者のうち、外国人を介護に直接携わる人材として受け入れている事業所が 25.8%、事務や補助的な業務を担う人材として受け入れている事業所が 12.6%となっています。

外国人が日本で働くには、日本語の習得や互いの言語、文化・習慣を理解したうえでのコミュニケーションが求められます。また、国によっては、まだ日本ほど高齢化が進んでおらず、介護に接することが身近でない外国人もおり、介護の仕事に関する普及啓発が、今後、介護分野に外国人人材を受け入れていくうえで重要な視点となっています。

また、日本に居住する外国人もゆくゆくは高齢化し、介護サービスの受け手になっていくことが見込まれます。外国人のサービス利用者増加に対応するための、日本と外国の文化・言語に精通した人材としても、介護現場における外国人の活躍が期待されます。

◆語学力向上や介護への理解を深める取組「介護の日本語講座」の事例一

一般財団法人国際都市おおた協会では、区の委託を受け、外国人が福祉施設で働くために必要な日本語やマナー等を学ぶ「介護の日本語講座」を開催し、就労・定着に向けた支援を行っています。参加者は、介護の仕事をよく知らない人もいれば、すでに介護現場で働き、介護に関する知識をより学びたいと強い熱意をもって参加する人もいます。



令和5年度からは、本講座をより効果的に実施するために、まず介護を知ってもらうことを目的に基本知識を学ぶ「入門編」と、介護現場で働いている人・働く予定の人に対して技術・知識の向上を目的とした「応用編」に分けて講座を企画しています。

「入門編」では、施設見学も取り入れることにより、介護をイメージしやすくし、意識啓発・理解促進を図っています。実際に講座を受講して介護を知ったことで興味を持ち、介護の仕事を前向きに捉えてくれる人もいました。家庭内介護が一般的で、介護になじみのない国の出身者に、いかに介護の仕事や日本語講座を知ってもらうか、周知啓発の工夫が必要です。



また、日本語講座には日本語ボランティアも同席しているため、外国人が安心して学習できる環境を整えています。実際に介護現場で働いていくには、日本語を“話す力”に加え、日々の記録や資格取得試験等での“書く力”も求められます。「介護の日本語講座」等の学習支援をはじめ、区と国際都市おおた協会が連携し、外国人のニーズや段階に応じた様々な支援をともに進めていきます。

コラム③ ～介護現場における人材の確保・育成・定着に向けた取組～

◆介護サービスを支える人材の不足

介護人材の不足が全国的な問題となっている中、今後は高齢者の増加と生産年齢人口の減少が同時に進行することに伴い、担い手の不足がより一層深刻化することが懸念されています。

実態調査においても、区内事業者の多くから介護人材が不足しているとの回答が得られており、将来にわたり介護サービスの提供を持続するためにも、人材の確保・育成・定着は大きな課題であると考えられます。

◆確保だけでなく、長く働ける環境づくりが重要

実態調査の結果によれば、大田区内の事業所における介護人材の離職率(令和3年度)は平均で 16.3%となっています。今後のサービス提供に向けた不安についても 83.6%の事業所が「人材の確保・育成・定着」を挙げており、区内の介護サービス提供体制を維持していくためには、採用への取組に力を入れるとともに、長く働ける環境を整えていくことも重要であると考えられます。

そうした取組の一例として、訪問介護等の事業を営む区内事業者は、企業への帰属意識を高め、チームの一員として誇りを持って仕事に打ち込めるよう、社員同士のコミュニケーションの促進や、人材評価システムの構築により社員の納得感を高めるといった取組を進めています。

人材の確保や定着に向けて有効な方策は、事業者によってそれぞれ異なると思われませんが、こうした取組も一つのヒントとなるのではないかと考えます。



◆今後の取組に向けたアイデアー複数事業者の連携による人材の確保・育成ー

介護事業者の事業規模は運営団体によって様々であり、中には人材の確保や育成を十分に行う余裕のない事業者もいることが考えられます。

こうした状況の打開に向けて、事業者間の連携により人材の確保・育成に取り組むという方法が考えられます。東京都では介護事業者の地域連携推進事業として、地域の中核となる介護事業者を中心とした連携体制を構築するための試行的取組を行う区市町村を支援しています。このような枠組みの利用も含め、地域内での連携を通じ、介護事業者の人材確保・育成及び様々な課題の解決に向けた取組の推進に向け、区としても、引き続き、人材確保に関する事業者支援を行ってまいります。

コラム④ ～仕事と介護の両立に向けた支援～

◆介護離職の問題

仕事を続けながら家族等の介護を行うのが難しいといった理由から、仕事を辞めてしまうのが「介護離職」であり、介護者の心身の負担や孤立、経済的困窮といった問題につながるほか、産業の担い手不足の深刻化といった社会・経済に及ぼす問題とも関連が深くなっています。国では介護離職の防止を重要な取組課題と位置づけ、仕事と介護の両立に向けた支援を進めています。

実態調査の結果からは、何らかの形で仕事を続けながら家族等の介護を行っている方が区内にも多くいることがうかがえます。また、「主な介護者が働きながら介護を続けている」と回答した方の多くは、将来に対し何らかの不安を抱えていると回答しています。

◆仕事と介護の両立に向けた支援事業

大田区では、仕事と介護の両立に向けた取組として、仕事と介護の両立支援コーディネート事業を実施しています。この中では企業に対するセミナー、区民・介護事業者へ向けたセミナー及び介護の相談支援を実施しており、令和4年の事業開始以降、着実に実績を積み重ねています。企業に対するセミナーについては、実施回数も増加が見られるとともに、セミナーを希望する企業の業種にも広がりが見られます。潜在的な支援ニーズは多く、また、以前よりも高まっていることが推測されます。



仕事と介護の両立支援コーディネート事業を受託している一般社団法人大田区支援ネットワークへお話を伺ったところ、実際に相談支援への参加者からの感想として、「誰かに話せただけでもだいぶ楽になった」との声も聞かれています。介護者本人が困りごとを自分だけで抱え込んでしまい、誰にも相談できずに苦しんでいるというケースが少なくないことがうかがえます。

今後、要介護者の増加に伴い、家族の介護をしながら仕事を続けていく人も増えることが予想されます。相談支援への参加者からは、介護休業制度等の認知や利用がまだ十分ではないことも指摘されています。そのため、介護離職を防止し、本人の心身の負担を和らげるためにも、「介護に備える」ために必要な情報をお伝えし、介護者の現状や支援ニーズを的確に把握したうえで、適切な支援につなげていくことが必要とされています。区では仕事と介護の両立に向けた支援について、今後も取組を続けていきたいと考えます。

施策5 効果的・効率的な介護給付の推進

【現状と課題】

- 区は、「東京都第5期介護給付適正化計画」において掲げられた保険者に期待する主要5事業(要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、医療情報との突合・縦覧点検、介護給付費通知)の標準的な目標等との整合性を図り、大田区における主要5事業の取組を進めてきました。
- 要介護認定の適正化においては、61の合議体*で審査判定の基本的な考え方を共有する取組を継続することにより合議体間の平準化は進み、「状態の安定性の評価」に基づく要支援2と要介護1の振り分けの割合が国や東京都と同水準になりました。
- 新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間延長の取り扱いが令和5年度をもって終了することなどから、第9期計画期間では申請件数の増加が見込まれます。認定調査の指定市町村事務受託法人や指定居宅介護支援事業者への委託を拡大していくこととなりますが、第8期において拡大した審査会での簡素化の継続や、全国一律の基準に基づく認定の適切な実施を進めていくことが必要となります。
- また、区では平成30年度からNPO法人大田区介護支援専門員連絡会と協働し、自立支援に資するケアマネジメントを目的としてケアプラン点検を実施しています。また、ケアプラン点検を通じ、居宅介護支援事業所の管理者等とともに、区におけるケアマネジメントの傾向や課題を共有していく仕組みを構築しました。
- 平成30年9月には「大田区のケアマネジメントに関する基本方針」を策定し、その普及啓発に取り組んでいますが、実態調査の結果では「基本方針の内容を理解しており、実践している」と回答した居宅介護支援事業所は4割ほどでした。要介護者と介護者双方の自立を支援する観点から、基本方針に基づくケアマネジメントが実践されるよう、継続的に働きかけていくことが必要です。

【施策の方向性】

適切かつ公平な要介護認定に向けた取組を進めます

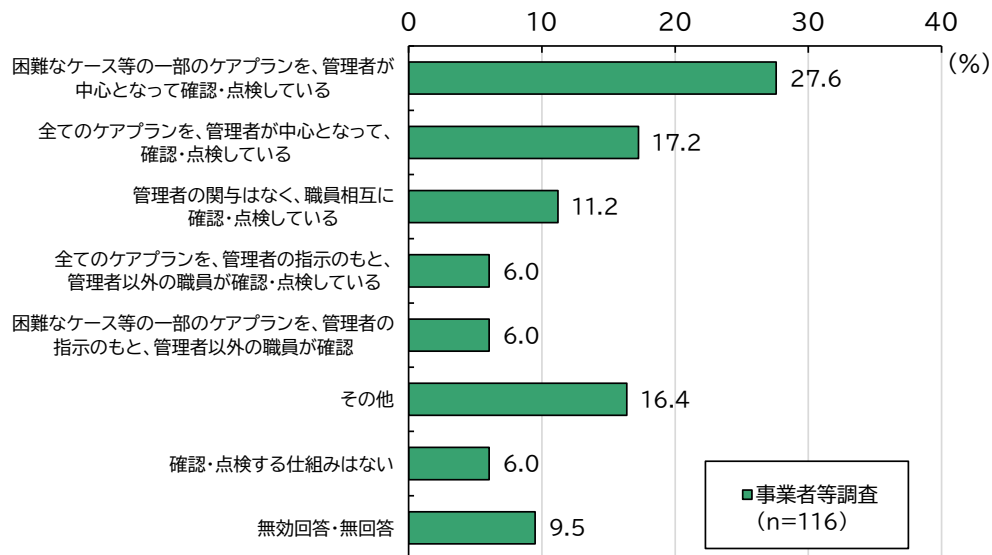
- 審査会委員、介護認定調査員及び事務局職員それぞれが、知識や技術を蓄積し、職務に応じた能力を向上していく取組を強化します。
- 第8期計画期間において対象を拡大した簡素化による審査を引き続き行い、増加する認定件数に対応できるよう認定事務を進めます。

自立支援に資するケアマネジメント力を強化します

- 個々の居宅介護支援事業所において自主的にケアプラン点検が実施されていく体制づくりを支援します。

- 居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等、ケアマネジメントに携わる全ての者が、「大田区のケアマネジメントに関する基本方針」に基づき、日常の取組・活動を進めていくよう支援します。
- 要介護者と家族介護者の双方の自立した日常生活を支援していくケアマネジメント力を強化します。

図表 5-2 区内居宅介護支援事業所内における自主的なケアプラン点検の取組



出典：令和4年度大田区高齢者等実態調査(介護サービス事業者等調査)

適正な介護報酬請求を促し、介護事業者の健全な運営を支援します

- 国保連から提供される給付適正化に係る情報やケアプラン分析システムの活用範囲を広げ、介護事業者から適切な介護報酬が請求されるよう助言・指導に取り組みます。
- 国保連から提供される適正化情報やケアプラン分析システムの情報を実地指導担当と共有し、効率的な実地指導の体制を構築します。
- 第9期より介護給付適正化主要5事業が見直され、「ケアプラン点検」、「要介護認定の適正化」、「医療情報との突合・縦覧点検」の3主要事業として再編されました。適正化を一層推進しながら、任意事業については事業の継続とともに検証を進めます。

【施策を支える事業・取組】

1 介護認定調査員研修の実施

(介護保険課)

・委託の拡大により、様々な知識・経験を有する者が認定調査を適切に実施されるよう認定調査員研修を適宜開催し、その参加を促します。

《計画期間における取組》

令和6～8年度 ・ 認定調査員研修参加者数 280名程度/各年度

2 審査会委員間での審査判定の基本的な考え方の共有

(介護保険課)

- ・審査会での模擬審査の実施、定期的なニュースレターの発行や合議体連絡会の開催等を通じた情報共有により審査会委員の基本的な考え方の共有を図るとともに、オンライン審査会の継続により安定的な審査会運営を実施していきます。

《計画期間における取組》

- ・審査会での模擬審査を年1回実施
- ・「審査会だより」を定期発行
- 令和6～8年度
- ・合議体連絡会をWEB参加も含め年1回開催
- ・介護保険課、大森地域福祉課、調布地域福祉課においてオンライン審査会を引き続き実施

3 ケアプラン点検、住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査

(介護保険課)

- ・計画期間内に、区内の居宅介護支援事業所が一巡するよう、毎年60件程度のケアプラン点検を実施します。
- ・各居宅介護支援事業所において、管理者や主任介護支援専門員(以下この章において「(主任)ケアマネジャー*」という。)が中心となり、自主的にケアプラン点検が実施されるよう、「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」を活用しながら、点検する際のポイント等を習得していくケアプラン点検の仕組みを構築していきます。
- ・国保連から提供される給付実績帳票を活用し、福祉用具貸与のサービスを含むケアプランの点検を進め、給付適正化を促進します。
- ・ケアプラン点検数 62件 (令和4年度)

《計画期間における取組》

- ・区内の居宅介護支援事業所が一巡するよう、毎年60件程度のケアプラン点検を実施
- 令和6～8年度
- ・「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」を活用しながら、各事業所において、管理者や主任ケアマネジャーを中心とした自主的なケアプラン点検が実施されるよう、継続的に働きかけていく

4 ケアマネジャー向け研修

(介護保険課)

- ・研修やケアプラン点検を通じて「大田区のケアマネジメントに関する基本方針」の周知徹底を図ります。
- ・ケアマネジャーを支援するため、多くの要介護者等が抱える共通の生活課題や、ケアマネジャーの要望に即した多様なテーマの研修を実施します。
- ・研修の開催にあたっては、インターネットを活用した研修環境を取り入れ、受講者の負担軽減を図ります。

5 縦覧点検・医療突合

(介護保険課)

・国保連から提供される縦覧点検・医療突合の帳票については、点検帳票の拡大を図ります。
また、国保連の介護給付適正化関連システム研修会等を活用し、縦覧点検・医療突合に係る担当職員の点検技能の向上を図ります。

・点検件数（令和4年度）

医療突合(大田区点検数 239 件 国保連委託分 501 件)

縦覧点検(大田区点検数 26,412 件 国保連委託分 8,707 件)

《計画期間における取組》

- 令和6～8年度
- ・国保連から提供される縦覧点検・医療突合情報について、全件点検を継続
 - ・制度改正への理解を深め、適正な給付が行われるように点検を行う

6 介護給付費通知

(介護保険課)

・介護保険サービス利用の内容について、受領者の視点に立って「見やすく、理解しやすい」をめざした給付費通知を作成します。受領者の反応等をもとに、給付費通知の効果や課題の検証を行い、第9期計画期間において事業効果や継続性等について検討します。

《計画期間における取組》

- 令和6～8年度
- ・利用者の介護保険給付についての理解を深めるとともに、事業所の適正な介護報酬請求を促進するため、継続して取り組んでいく

7 給付実績の活用

(介護保険課・福祉管理課)

・国保連のケアプラン分析システムにより抽出した事業所詳細情報や適正化情報を活用し、介護報酬の請求等に疑義のある介護事業者に対して、請求内容の自主点検を求めるとともに、不適切な請求のあった事業所には適切な助言・指導を行っていきます。

《計画期間における取組》

- 令和6～8年度
- ・国保連から提供される適正化情報を精査し、効果の高い帳票を主に点検していく
 - ・介護事業者に対して自主点検を求めるとともに適正な給付をめざす



住み慣れた地域で安心して暮らせるまち

施策6 住まい確保への支援

【現状と課題】

- 地域包括ケアシステムの基盤となる住まいについて、実態調査の結果からは、自宅がバリアフリーではないことや老朽化が進んでいること、修繕費の確保が難しいことなど、高齢者が様々な不安を抱えていることが明らかになっています。
- 実態調査の結果からは、介護が必要になっても自宅での生活継続を希望する方が多いことがうかがえますが、一方で高齢者向け住宅や特別養護老人ホーム等で暮らしたい方も見られ、希望する住まいや暮らし方は多様です。
- 区では、可能な限り自らの生活ニーズに合った住まいで、必要に応じて生活支援サービス等を受けながら生活できるよう、住まいに関する不安を抱えている高齢者に対する支援や情報提供等を行っています。
- また、高齢者の特性に配慮した安全で利便性の高い住宅を供給し、住宅に困窮する高齢者の生活の安定と福祉の増進のため、シルバーピア*の設置・管理や、高齢者アパートの管理などの事業を実施しています。今後も、新たな住まいが必要な時に確保できるよう、適切な支援を推進していくことが必要であると考えます。

【施策の方向性】

居住支援の事業・取組を充実し、施設整備を含めた高齢者の住まいの確保を図ります

- 住まいは、安心して地域で暮らすために必要な要素であり、生活の基盤となるものです。その確保及び確保に必要な支援について、関係機関と連携しながら充実を図っていきます。
- 居住支援施策の充実や、新たな「自宅」としての施設などの整備を進めます。
- 住み替えが必要になった場合には、原則として民間賃貸住宅への転居に向けた支援を行います。これによっても新たな住まいを見つけられない高齢者のため、住まいのセーフティネットとしてシルバーピアや高齢者アパートを引き続き供給していきます。

住まいに伴う生活支援サービスの提供に取り組めます

- 単身高齢者の増加に伴い生活支援サービスの需要も増えてくることが予想されるため、住まいとともに生活支援サービスが一体となって提供される環境整備を進めます。

【施策を支える事業・取組】

1 居住支援の事業・取組の充実

(建築調整課)

- ・高齢者、障がい者、ひとり親世帯などで、住宅に困窮する住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、不動産関係団体や居住支援団体等との協働により、居住支援施策の充実を図ります。
- ・住宅確保要配慮者に対する理解促進や住宅セーフティネット制度*の周知・普及等に取り組みます。
- ・住宅確保要配慮者の相談に応じて助言を行うとともに、各種助成制度や協力不動産店リストの提供を通じて、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図ります。
- ・相談対応実績をもとに、入居者・貸主双方の安心・安全を確保する居住支援施策について、関係者が連携し、課題整理や支援のあり方等について検討していきます。
- ・協力不動産店リスト配布件数 218 件 保証会社加入費助成 5件 (令和4年度)

《計画期間における取組》

令和6年度	<ul style="list-style-type: none">・協力不動産店リストの登録・拡充をはじめ、保証会社加入費助成等、各種居住支援施策の強化・住宅相談窓口における相談・支援業務において、各部局間の円滑な連携による支援体制を構築し、住宅確保要配慮者の円滑な入居の支援・家主・不動産店向け説明会や居住支援セミナー等による啓発活動を継続し、協力不動産店の理解促進を推進・相談者の入居後アンケート調査の実施等による実態把握により、課題整理や支援のあり方等について検討
令和7年度	<ul style="list-style-type: none">・協力不動産店リストの登録・拡充をはじめ、各種居住支援施策の強化・住宅相談窓口における相談・支援業務において、各部局間の円滑な連携による支援体制を構築し、住宅確保要配慮者の円滑な入居の支援・家主・不動産店向け説明会や居住支援セミナー等による啓発活動を継続し、協力不動産店の理解促進を推進・関係者の連携により、課題整理や支援のあり方等について検討
令和8年度	<ul style="list-style-type: none">・協力不動産店リストの登録・拡充をはじめ、各種居住支援施策の強化・住宅相談窓口における相談・支援業務において、各部局間の円滑な連携による支援体制を構築し、住宅確保要配慮者の円滑な入居の支援・家主・不動産店向け説明会や居住支援セミナー等による啓発活動を継続し、協力不動産店の理解促進を推進

2 生活支援付すまい確保事業

(高齢福祉課)

- ・「1 居住支援の事業・取組の充実」による支援で入居契約に至らなかった高齢者に対して、物件紹介や現地内覧・契約手続きの同行支援等、さらに寄り添った支援を行います。
- ・電話や訪問による見守りなどの生活支援を行い、貸主が安心して物件を提供できる環境を整え、円滑な入居契約につなげます。
- ・申込件数 24 件 入居契約成立件数 13 件 (令和4年度)

3 高齢者住宅改修への支援

(地域福祉課)

- ・高齢者の在宅生活を支援するため、住宅改修費の助成を行い、生活の質の向上、介護者の負担軽減を図ります。
- ・住宅改修助成事業の実施 39 件（令和4年度）

4 シルバーピア・高齢者アパートの供給

(高齢福祉課)

- ・高齢者の特性に配慮した安全で利便性の高い住宅を供給することにより、住宅に困窮する高齢者の生活の安定と福祉の増進を図ります。
- ・立ち退き等の理由により住み替えが必要となったにもかかわらず、新たな住まいを確保できない高齢者のため、シルバーピアや高齢者アパートを供給します。
- ・シルバーピアに高齢者住宅生活協力員を配置し、居住者の日常生活上の相談に対応するなど、安心して生活できる環境を確保します。
- ・令和6年度中に区立シルバーピア糀谷の改修工事に着手し、その後、シルバーピア蒲田の改修を実施し、より安全で住みやすい住宅の提供を行います。
- ・管理戸数（令和4年度）
シルバーピア 単身世帯用 296 戸 二人世帯用 106 戸
高齢者アパート 単身世帯用 146 戸 二人世帯用 15 戸

5 都市型軽費老人ホーム等の整備支援

(介護保険課)

- ・在宅で自立した生活を営むことに不安がある高齢者が、低所得でも入所でき、見守りを受けながら生活できる都市型軽費老人ホームについて、計画期間中に1か所の新規整備に向けた支援を行います。
 - ・自宅等での生活が困難になった要介護者や、認知症高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる「住まい」として、認知症高齢者グループホームや特別養護老人ホームの施設・居住系サービスの整備支援を進めます。
- (施策4 介護人材対策の推進とサービス基盤の充実・医療と介護の連携(103・104 ページ)に整備支援数等を記載)
- ・都市型軽費老人ホーム設置箇所数 9か所(148名)（令和4年度）

施策7 見守り体制の強化・推進

【現状と課題】

- 区では、これまで民生委員や自治会・町会、介護や福祉サービスを提供する事業所等との連携を強化し、きめ細やかな見守り活動が続けられるネットワークの充実に取り組んできました。
- 高齢者人口の増加に伴い、単身高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者など、日常生活において周囲からの見守りを必要とする高齢者の増加が見込まれています。こうした状況を踏まえると、今後も住み慣れた地域で安心して生活を続けられる環境の整備・維持に向けて、増大する見守りニーズへの対応を強化するための、より一層の取組が必要であると考えます。
- 特に、単身の高齢者は日常生活における様々なトラブルに見舞われている状況が周囲から把握しにくく、そのことが被害につながる危険性が高いと考えられます。高齢者を狙った悪質な詐欺、あるいは熱中症のような事故の予防に向けて、地域の見守り活動を通じて高齢者の孤立化を防止することが重要であり、様々な主体の協力を得ながら、地域の連携強化を図っていくことが今後の課題となります。

【施策の方向性】

地域の多様な主体の参画による見守りネットワーク事業の拡充を進めます

- 支援や介護が必要となっても地域で暮らし続けられるよう、民生委員、自治会・町会、事業所等の連携を強化します。また、日々の高齢者の暮らしと接点のある新たな見守り事業者の参入も積極的に進め、きめ細やかに、かつ負担の少ない緩やかな見守りを続けられる体制の拡充に取り組みます。
- ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者など、他者との接点・交流が保ちにくい高齢者が増える中、生活状況の把握を目的とした訪問調査などを行うことで、地域包括支援センターを核とした見守り事業の充実を図ります。

ひとり暮らし高齢者の孤立化防止を進めます

- 区に登録したひとり暮らし高齢者の生活状況を把握し、適切な見守り活動に活用するなど、ひとり暮らし高齢者の在宅生活を支えます。
- ひとり暮らし高齢者登録事業及び登録された方に対する、効果的・効率的な孤立化防止のためのサービスについて検討します。

【施策を支える事業・取組】

1 高齢者見守りネットワーク事業の充実

(高齢福祉課)

- ・高齢者の見守りに関するセミナーの開催などにより、高齢者見守り事業の普及啓発に努めるとともに、関係機関との連携を図り、地域での見守り体制の整備を支援します。
- ・ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者等リスクが高い高齢者に加え、介護・福祉サービスや地域のネットワーク等と関わりがない高齢者の状況把握を進め、きめ細やかな支援を行うなど見守りの充実・強化に向けて取り組みます。
- ・見守り体制を強化するため、新たな見守り事業者の参入を促し、地域の民間事業者がその事業活動の範囲内で見守り活動に参加する体制を推進します。
- ・見守り推進事業者の登録 161 事業所（令和4年度）

《計画期間における取組》

- ・ 今後の見守り体制の検討及び構築
- 令和6～8年度 ・ 地域包括支援センターや見守り推進事業者等の地域の関係機関との連携強化・推進

2 ひとり暮らし高齢者支援事業

(高齢福祉課)

- ・申請に基づき、ひとり暮らしの高齢者を区に登録することにより生活状況を把握し、見守りに活用するなど、ひとり暮らし高齢者の在宅生活を支えます。
- ・登録者数 13,810 人（令和4年度）

《計画期間における取組》

- ・ 民生委員や地域包括支援センターへのひとり暮らし高齢者対象者一覧表の配付・活用で、訪問や電話連絡等による本人の安否確認や生活・健康状況の把握及び緊急連絡先等の既登録情報を更新
- 令和6～8年度 ・ 一覧表をより有効的に活用した見守り方法の検討、順次実施

3 消費者被害防止の推進

(防災危機管理課・地域力推進課・高齢福祉課)

- ・高齢者の消費者被害の未然・拡大防止のため、高齢者見守りネットワークの重点事業の一つとして、見守り関係者・関係機関との情報交換を継続的に行い、消費者相談・福祉サービス支援につなげていきます。
- ・防災危機管理課、地域力推進課、高齢福祉課との庁内連携(三課連携)により、講演会等の事業を実施していきます。

《計画期間における取組》

- ・ 特殊詐欺被害防止啓発チラシの配布、自動通話録音機の貸与
- ・ 三課連携による講演会等の開催
- 令和6～8年度 ・ 老人いこいの家等での高齢者を対象にした啓発事業の実施
- ・ ひとり暮らし高齢者未登録者への消費者被害防止リーフレット配布
- ・ 見守り関係者との情報交換
- ・ 消費者安全確保地域協議会の開催

4 高齢者ほっとテレフォンの実施

(高齢福祉課)

- ・区役所が閉庁している夜間・休日の高齢者や家族等からの相談窓口として、ケアマネジャーや看護師などの福祉専門職が相談を受ける電話相談を実施します。
- ・支援が必要と思われるケースでは個人情報を聴き取り、区から地域包括支援センターへ情報提供を行い、個別支援につなげます。
- ・相談件数 1,182 件 (令和4年度)

5 高齢者見守り強化策としての熱中症予防事業

(高齢福祉課)

- ・高齢者見守りネットワークの重点事業として、発症リスクの高い高齢者を対象とした熱中症予防対策事業を展開し、見守りの強化と周知に努めます。
- ・今後、熱中症によるリスクはますます高まることが予想されるため、ひとり暮らし高齢者等予防啓発の必要性が高い高齢者に対する訪問指導や熱中症セミナーの開催などの取組を進めます。
- ・区内施設等に気軽に休憩することができる涼み処(クールスポット)を設置し、外出時や自宅内で熱中症にかかるリスクの軽減を図ります。
- ・熱中症啓発グッズ配布 30,000 枚 経口補水液の配布 11,040 本 (令和4年度)

《計画期間における取組》

- | | |
|---------|---|
| 令和6～8年度 | <ul style="list-style-type: none">・ 民生委員の訪問による熱中症予防啓発用品の配布・ 地域包括支援センター職員による訪問指導・ 熱中症予防に関するセミナーの開催・ 涼み処(クールスポット)の開設 |
|---------|---|



施策8 災害時等に備える体制の強化

【現状と課題】

- わが国では、全国的に地震や風水害等の自然災害が発生するおそれがあることから、多くの高齢者が日常生活の心配ごととして災害等に関することを挙げています。高齢者が日ごろから災害に備え、万が一の時には地域で支え合うことができる関係性を構築できるように、防災意識の醸成を促していく必要があります。
- 福祉避難所*の整備においては、震災時だけでなく風水害時も想定し、避難所の運営体制の構築と見直しを交互に進めながら、いざというときに備える必要があります。あわせて、高齢者が避難生活により身体機能・状況が悪化し、フレイルや要介護状態に陥ることを少しでも食い止めるため、避難所における介護予防についても考慮することが求められます。
- 介護事業所や介護施設を運営する事業者は、自然災害発生時や感染症等の流行により外出制限等が発生した場合であってもサービス提供の継続が望ましく、また、事業所や施設の資源を活用して避難者や地域住民への支援を行ったり、避難生活が必要となった高齢者の健康状態の悪化を防いだりする役割も期待されます。
- 区としては、非常時であっても高齢者へのサービス提供やその他の対応が十分行えるよう、介護事業者をはじめとする関係機関との連携を構築・強化していく必要があります。
- 区では令和4年度より、水害時にリスクの高い地域にお住まいの要介護者等から優先的に、個別避難計画*の作成を進めています。対象者の日頃の様子を把握しているケアマネジャーの理解と協力を得ながら、引き続き取組を進める必要があります。また、本人・地域作成の個別避難計画作成についても、さらなる普及啓発が必要です。
- 認知症等による徘徊で行方不明・身元不明の状態になるなど高齢者が緊急事態に陥った際に対応するために、見守りキーホルダーの番号照会対応等、警察や関係機関との連携強化を引き続き進めていく必要があります。

【施策の方向性】

平常時から災害時・緊急時を想定し、健康面での危機管理に配慮する視点ももちながら備える体制づくりを進めます

- 防災に関する知識の普及啓発を実施して防災意識の醸成を図るとともに、避難行動要支援者*名簿の登録推進、福祉避難所の体制整備を進めます。
- 福祉避難所等の開設、運営にあたっては、感染症の予防・拡大防止対策に留意して取り組みます。
- 災害発生時において、避難の長期化を見据え介護事業者と区の円滑な情報伝達が行われる体制づくりを支援します。また、新たな感染症等の影響下においても、介護を必要とする高齢者の心身機能が維持できるよう、介護事業者の継続的な運営を支援します。

- ・医療と福祉分野、医療機関、国や東京都との連携を図り、地域の感染状況等を的確に反映した対策を講じていきます。

避難に支援を必要とする方の、緊急時の避難行動に関する計画作成を支援します

- ・避難行動要支援者が災害発生時にどのような避難行動をとればよいかを本人や家族、関係者等で共有するために、個別避難計画の作成を推進・支援します。

災害によらない緊急時にも、関係機関との円滑な連携により対応します

- ・認知症等により高齢者が行方不明・身元不明になったときや、要介護高齢者の介護者が感染症や急病等で介護ができなくなった場合等の緊急時には、関係機関との円滑な連携により適切に支援できる体制を確保します。
- ・避難行動要支援者名簿は、平常時における地域での高齢者の見守り等に活用します。また、名簿の有効活用の検討と関係機関等への周知を進めます。

【施策を支える事業・取組】

1 福祉避難所等の体制整備

(防災危機管理課・特別出張所・高齢福祉課)

- ・震災だけでなく、風水害も対象とした大規模自然災害を想定した対策を進めます。
- ・福祉避難所運営マニュアルに沿った支援体制を確立するとともに、訓練を通じてマニュアルの検証を図りながら、実施体制の強化に努めます。
- ・一次避難所や水害時緊急避難場所における要配慮者スペースの円滑な設置・運営に向けて、事前準備の強化に努めます。
- ・福祉避難所や学校避難所における要配慮者スペースの円滑な設置・運営に向けて、事前準備の強化に努めます。
- ・介護事業者と連携し、自然災害を想定した情報伝達の訓練等を通じ、災害に備える体制を強化します。
- ・介護事業所等における施設の安全性や、食料、飲料水、生活必需品、その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行うため、介護事業者が策定する災害に関する具体的計画を定期的を確認していきます。
- ・福祉避難所 30 施設 補完福祉避難所 6施設 (令和4年度)

《計画期間における取組》

- | | |
|-----------------|--|
| 令和6年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・協定施設と連携し、避難所開設訓練を行い、運営マニュアルを検証 ・個別避難計画に基づく避難者の受入れ体制、福祉避難所との連絡体制を確認 ・協定施設備蓄物品の棚卸し、物資の搬入・入替の実施 ・学校防災活動拠点における会議・訓練の実施 |
| 令和7年度・
令和8年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護事業者及び協定施設と連携し、避難所開設訓練の実施 ・個別避難計画に基づく介護事業者との連絡体制を確認 ・協定施設備蓄物品の棚卸し、物資の搬入・入替の実施 ・学校防災活動拠点における会議・訓練の実施 |

2 個別避難計画の作成

(福祉管理課・高齢福祉課・介護保険課)

- ・災害時にリスクの高い避難行動要支援者については、ケアマネジャーを通じて、区が優先的に個別避難計画の作成を支援します。
- ・個別避難計画を消防、警察、地域包括支援センター等の関係者に共有し、避難の実効性を高めます。

《計画期間における取組》

- 令和6～8年度
 - ・水害時にハイリスクとなる方を対象とした優先的な計画書作成の継続
 - ・作成された個別避難計画の更新(現況確認)
 - ・ケアマネジャーへの普及啓発

3 避難行動要支援者名簿への登録推進と利活用

(福祉管理課・高齢福祉課)

- ・避難行動要支援者名簿の周知を図り、名簿への登録を進めます。
- ・名簿を警察や消防、自治会・町会や民生委員、地域包括支援センターに提供して、平常時の見守りなどに活用します。
- ・新たな名簿の活用方法の検討を進め、名簿登録の有用性を周知することでさらに登録者を増やしていきます。
- ・避難行動要支援者名簿登録者数 6,829 人 (令和4年度)

《計画期間における取組》

- 令和6～8年度
 - ・区報、ホームページで避難行動要支援者名簿の登録について周知
 - ・「高齢者、障がい者向けマイタイムライン講習会」で個別避難計画と併せて名簿の登録についても普及啓発を行う
 - ・個別避難計画の作成支援を通じて、避難行動要支援者名簿のさらなる活用ができるよう取り組んでいく

4 介護事業者等への支援

(介護保険課)

- ・区と介護事業者が連携し、感染拡大防止のためのノウハウや効果的な支援のあり方を情報共有していきます。
- ・感染拡大に伴う制度や運用に関する国や東京都の通知を介護事業者に周知するとともに、介護現場における状況やニーズを的確に把握し、必要に応じて国や東京都に情報提供していきます。
- ・感染症発生時においても安定的にサービスを継続するための備えとして、業務継続計画(BCP)の策定・見直しを介護事業者に促し、未整備の介護事業者への支援を行います。

《計画期間における取組》

- 令和6～8年度
 - ・感染症の理解や業務継続計画(BCP)の策定等をテーマにした研修を実施
 - ・東京都等から発信される情報を速やかに介護サービス事業者などに提供

5 緊急支援体制の整備

(高齢福祉課・地域福祉課)

- ・高齢者に緊急事態が発生したとき、関係機関との連携、見守りキーホルダーの活用等により、夜間・休日を含む 24 時間の支援体制を確保することで、行方不明・身元不明となった高齢者の早期発見・身元確認を支援します。
- ・介護者の急病等で一時的に介護が困難になった場合などの緊急時に、ショートステイを利用し対応します。
- ・区の緊急支援体制や施策・事業について、警察などの関係機関と情報共有を図りながら連携できる体制を推進します。
- ・緊急ショートステイ ベッド確保数 4床 延利用人数 33 人 (令和4年度)



思いやりの気持ちで互いに助け合い、尊厳をもって暮らせるまち

施策9 権利擁護支援・個人の尊重

【現状と課題】

- 高齢者が認知症等で判断能力が十分でなくなったときも、自らの生命・身体・財産が傷付けられることなく、安心して暮らすことができるような支援が必要です。そのためにも、成年後見制度*の活用を促進し、高齢者の権利擁護・個人尊重が十分に図られる環境づくりに努めることが重要であると考えます。
- 厚生労働省が令和3年度に行った「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果を見ると、養介護施設従事者等による高齢者虐待及び養護者による高齢者虐待ともに相談・通報件数は増加しています。虐待防止及び早期発見のため、高齢者虐待防止についての正しい知識を広めるとともに、高齢者とその家族を支援していく必要があります。
- わが国は長寿な方が世界の中でも特に多く、「人生 100 年時代」とも言われる状況にあります。老後の長い期間をより充実させるためにも、心身ともに健康なうちから自らの老後のライフプラン(人生設計)を考えることが重要であると考えられます。老後への備えについて、本人の意思を家族や支援者と共有できていないまま判断能力が低下してしまった場合、自らが望んでいなかった生活状況となってしまうおそれもあることから、高齢者が主体的かつ計画的に「老いじたく」を進められるよう支援していく必要があります。

【施策の方向性】

成年後見制度等の周知・利用促進に努めます

- 成年後見制度の利用が必要な方について、早期発見と適切な支援につながるよう、制度の普及啓発を図るとともに、本人の意思が尊重され、かつ生活の質の向上につながるよう、関係機関との連携体制の構築を進めます。
- 同じ地域の住民が身近な支援者となり、支援を必要とする方に寄り添った支援が行えるよう、社会貢献型後見人(市民後見人)*の養成を通じて、地域住民同士が支え合う社会の実現をめざします。

人生を安心して暮らせるよう老いじたくを推進します

- 生涯を安心していきいきと暮らせるよう、元気なうちから将来に備えることでご本人の思いが尊重され、いつまでも自分らしく、人生を前向きに安心して暮らしていただくために老いじたく推進事業を拡充していきます。

高齢者の尊厳ある生活を支援します

- ・虐待防止の普及啓発とともに、高齢者が安心・安全に生活できる環境づくりを進めます。
- ・介護サービス事業者に対して、研修や介護サービス相談員の派遣等を行い、高齢者虐待防止へとつなげます。

権利擁護の促進に資する体制の整備を図ります

- ・成年後見制度の利用の必要性について早期発見と適切な支援へとつなげることができるように、相談者が最初に訪れる機会が多い地域包括支援センターなどにおいても、ニーズの把握や権利擁護に係る理解促進を図られるように、研修の実施等により、より一層の成年後見制度等に係る知識の習得、向上に取り組めます。

【施策を支える事業・取組】

1 成年後見制度の利用促進

(福祉管理課・地域福祉課)

- ・住み慣れた地域の中で、一人ひとりの意思が尊重され、自分らしく生きるために、成年後見制度の利用等により、高齢者等の権利擁護を図ります。
- ・成年後見制度利用促進中核機関として、大田区社会福祉協議会おおた成年後見センターと連携し、国が策定した「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」等に留意しながら、成年後見制度の周知や適切な利用促進を図ります。
- ・支援関係者が対応に悩むケースに対して、福祉・法律の専門職による中立的立場から多角的な視点で成年後見制度利用の必要性や適切な支援の内容を検討・確認する「権利擁護支援検討会議」を開催します。また、会議では成年後見人等が選任された後も必要に応じてモニタリングを行い、本人や支援者、後見人等が円滑な人間関係を構築できるよう継続的な支援も行っていきます。
- ・成年後見制度等利用促進協議会を中心に、支援が必要な人が適切な支援を受けられるよう地域連携ネットワークを強化して、専門職団体など地域の関係者が連携し、地域課題の整理・仕組みづくりに向け、継続的に協議します。
- ・本人や親族が成年後見制度利用の手続きを進められないときは、「区長申立て」などの利用の支援を行います。
- ・社会貢献型後見人(市民後見人)の養成や活動支援を行います。
- ・家庭裁判所申立件数(高齢者) 26件 (令和4年度)

《計画期間における取組》

- 令和6～8年度
 - ・区民へ成年後見制度を正しく理解するためのパンフレット等を窓口で配布
 - ・地域、専門職、関係機関等の連携強化を図る、成年後見制度等利用促進協議会を開催(年2回)
 - ・法的根拠や専門的知見に基づき支援方針を検討する権利擁護支援検討会議を開催(月1回)

《計画期間における取組(1 成年後見制度の利用促進 つづき)》

- ・ 支援者の権利擁護に関する体制強化を図るために、支援者向けの連絡会等を開催
- ・ 本人や親族等による成年後見制度の申立てが困難な方について区長申立てを活用
- 令和6～8年度
 - ・ 成年後見人等への報酬を負担することが困難な低所得者等に対して報酬助成を実施
 - ・ 社会貢献型後見人(市民後見人)の研修会、情報交換会を実施
 - ・ 福祉人材育成・交流センターで実施する権利擁護に関する研修会やeラーニングの実施(再掲)

2 老いじたくの推進

(福祉管理課)

- ・ 医療・介護サービス、遺言、相続、不動産など、元気なうちから必要な備えをするためのわかりやすい老いじたくパンフレットを作成・配布します。
- ・ 相続・遺言・不動産など将来への不安や疑問に、司法書士とおた成年後見センター職員が相談に応じる無料相談会を開催します。さらに、老いじたくに関する多岐にわたる疑問や不安に各分野の専門職(弁護士、司法書士、税理士等)が合同で助言する個別相談会を開催します。
- ・ 老いじたくパンフレットに沿って、将来に向けて備えておきたい事項を、区民の方が整理できるような内容のセミナーや講演会を開催します。

《計画期間における取組》

- ・ 老いじたくパンフレット等の配布
- ・ 老いじたく相談会の開催(原則毎週水曜日)
- 令和6～8年度
 - ・ 老いじたく合同相談会の開催(年2回)
 - ・ 【地域版】老いじたくセミナーの開催(年6回)
 - ・ 老いじたく講演会の開催(年1回)

3 高齢者虐待防止の啓発及び高齢者虐待の対応(高齢福祉課・介護保険課・地域福祉課)

- ・ 高齢者への虐待については依然として増加傾向にあるため、広く区民や介護に従事する方、民生委員などへの周知・啓発や、対応する職員への研修などにより、虐待防止のための周知・啓発の強化を継続して実施します。
- ・ 虐待相談・通報件数 348件(令和4年度)

《計画期間における取組》

- ・ 高齢者虐待防止のパンフレットを作成・配布し、虐待防止の周知・啓発を実施
- ・ 介護保険サービスを提供する施設等に介護サービス相談員を派遣し、利用者の要望や意見を聴き取ることで、サービスの向上や改善につなげる
- 令和6～8年度
 - ・ 高齢者虐待防止のため、介護サービス事業者研修で高齢者虐待防止に関連した研修を実施
 - ・ 高齢者虐待や高齢者虐待防止法の取り扱いに準じた対応が必要な状況が生じた場合は、速やかに対応し高齢者の権利を守る

施策10 多様な主体が参画する地域づくりの支援

【現状と課題】

- 実態調査の結果を見ると、高齢者一般調査では約4割が「介護が必要になっても自宅での生活を続けたい」と回答しており、要介護認定者調査においては「今後も自宅での生活を続けたい」という回答が約6割となっていることから、住み慣れた自宅や地域での生活を続けることを希望する方が多いことがわかります。
- ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、また、認知症高齢者の増加が一層進むと、身の回りの世話をしてくれる人がいない、あるいは介護する家族の負担が大きい等、支援を必要とする世帯が増えていくことが懸念されます。
- このような状況に対し、見守りささえあいコーディネーター等の働きかけにより、地域の通いの場や活動グループの立ち上げ・活動継続が進み、地域における介護予防・フレイル予防や見守り等の取組が徐々に定着してきていることがうかがえます。今後はコロナ禍における経験を踏まえ、さらなる取組の推進が求められます。
- 地域における支え合いの体制づくりにあたっては、これまでに行ってきた地域の集い・いこいの場の充実に加え、介護予防や趣味活動、人々の交流活動等の場を引き続き充実させていくことが重要です。そのためには、行政や民間団体等の様々な主体、あるいは高齢者自身を含む多様な世代の担い手の連携が必要であり、支援の受け手である高齢者のニーズを把握・理解し、必要な支援や活動の場に結び付けていくことが重要となります。

【施策の方向性】

生活支援サービスの体制整備を図ります

- 地域の住民による支え合い、助け合いの関係づくりを推進します。
- 高齢者の在宅生活を支えるため、地域包括支援センターやボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体が生活支援サービスを提供する体制整備を進めます。
- 高齢者の生活を支える社会資源の情報収集や開発・育成、見える化、ネットワークづくり、ニーズと支援のマッチングをさらに推進します。

高齢者を中心とした地域の多様な主体が集い、活躍する拠点を構築します

- 高齢者が社会参加を通じてつながりをもてる地域をつくるため、認知症カフェや体操教室など、地域で自主的に活動する団体やグループをサポートします。
- いこいの家やシニアステーションは、これまでのいこい・集いの場等の機能に加え、多世代への利用者拡大など、地域共生社会の実現に向けた新たな機能の導入や展開を視野に、施設整備や運営についての検討を行います。

【施策を支える事業・取組】

1 生活支援サービスの体制整備

(高齢福祉課)

- ・高齢者の在宅生活を支えるため、地域包括支援センターに配置した見守りささえあいコーディネーターを中心に、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による生活支援サービスが提供される体制を整備します。
- ・専門研修を通じてコーディネーターのスキルアップを図ります。
- ・社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターと連携し活動します。
- ・地域ケア情報見える化サイトの運営を通じて地域資源の把握、活用を進めます。

2 シニアステーション事業の推進

(高齢福祉課)

- ・地域包括支援センターとの一体的な運営により、高齢者の元気維持から介護が必要になった時までの切れ目のない支援を提供します。
- ・習字・ヨガ・介護予防体操等のスペシャリストによる様々な講座を開催します。
- ・趣味仲間ができれば自主グループへと移行を促し、新たな通いの場としていきます。また地域の多世代交流の場として、気軽に参加できるイベント等を開催します。
- ・シニアステーション設置 7か所 (令和4年度)

《計画期間における取組》

令和6年度	<ul style="list-style-type: none">・(仮称)シニアステーション入新井の新規開設に向けた準備作業及び運営支援等の実施・既存のシニアステーションについては、事業実施計画に基づく取組と実施状況の把握・支援
令和7年度	<ul style="list-style-type: none">・(仮称)シニアステーション西蒲田の新規開設に向けた準備作業及び運営支援等の実施・既存のシニアステーションについては、事業実施計画に基づく取組と実施状況の把握・支援
令和8年度	<ul style="list-style-type: none">・(仮称)シニアステーション鶉の木の新規開設に向けた準備作業及び運営支援等の実施・既存のシニアステーションについては、事業実施計画に基づく取組と実施状況の把握・支援

3 老人いこいの家等の新たな機能の展開

(高齢福祉課、地域力推進課)

- ・老人いこいの家や区民センター併設のゆうゆうくらぶのシニアステーション化について、いこいの場や介護予防の場に加えて、多世代交流なども視野に入れた、これからの高齢者福祉施設に求められる機能の導入、展開に向けて、施設整備や運営についての方針をつくり、それに沿って検討を進めます。
- ・施設整備や運営に係る方針については、高齢者をとりまく状況や区の施設管理に係る計画等との整合性を図ったものとするため、3年に一度のサイクルで内容の見直しを図ります。

施策 11 地域共生社会を見据えた地域包括ケアの体制づくり

【現状と課題】

- 今後、わが国では人口減少・少子高齢化のさらなる進行が見込まれ、さらに介護ニーズの高い 85 歳以上の人口が増加する一方で、生産年齢人口の減少に伴い、介護サービス等の担い手が不足することが懸念されています。
- 加えて、単身高齢者や高齢者夫婦のみ世帯の増加、認知症高齢者の増加による日常生活における支援ニーズの増加が見込まれるほか、家族形態や生活様式の多様化に伴い、支援ニーズも多様化・複雑化が進んでいます。例えば仕事と介護の両立に関する問題や 8050 問題、あるいはヤングケアラー*に関する問題等、高齢者及びその家族の抱える問題に対して分野横断的な対応が求められるケースも増加しており、多様化する問題への対応に向けて、地域の支え合い基盤の維持・強化が必要であると考えられます。
- 区では第6期計画以降、令和7(2025)年を見据えた地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進に向けた取組を進めていますが、今後はこうした状況も踏まえ、高齢者が地域で安心して暮らせるように支援するための基盤の強化に取り組んで行くことが課題となります。
- 「医療」・「介護」・「介護予防」・「住まい」・「生活支援」の各サービスの充実とともに、それぞれのサービスが切れ目なく包括的にコーディネートされるよう、地域包括ケアシステムの中核である地域包括支援センターの機能強化に取り組んでいます。
- これらの取組の強化とともに、DXの推進などの新たな技術・手法の導入により時代に即した施策の展開が必要になってきます。区は、企業や事業者、NPO、大学や研究機関、住民等と連携しながら、新たな問題への対応に向けた地域包括ケアの体制づくりに取り組んでいくことが求められます。

【施策の方向性】

地域包括支援センターの相談支援機能等の強化を推進します

- 地域包括支援センターは、高齢者の総合的な相談支援の窓口であり、地域包括ケアシステムの深化・推進の中核となる機関です。高齢者を支える地域づくりを進めるため、大田区の地域力推進の拠点である特別出張所との複合化とともに、高齢者の個別支援の強化を推進し複合課題に対する相談支援機能を向上させる取組を進めます。
- 地域包括支援センターのサービスの質の向上をめざし、機能強化に向けた取組を評価・支援する体制を充実します。

地域ケア会議を通じて、地域の課題解決に向けた取組を推進します

- 高齢者の在宅生活を支えるため、困難事例への対応や自立支援を目的として、関係機関と連携し課題解決を図るための地域ケア会議を開催します。

- 地域ケア会議においては、個別ケースの検討を始点として、地域の共通課題の抽出・解決に向けた検討を行います。

高齢者の地域での在宅生活を支えます

- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、寝たきり高齢者の方を介護している家族等が地域で安心して生活が送れるよう支援します。
- 高齢者が元気を維持して、地域で安心して暮らせるように、介護・医療等のデータを利活用したフレイル・介護予防に取り組みます。

【施策を支える事業・取組】

1 地域包括支援センターの配置

(高齢福祉課)

- 地域包括ケアシステムの中核となる地域包括支援センターについて、地域力の拠点である特別出張所との複合化や管轄地域内への設置、地域の人口等に応じた配置を進めます。

《計画期間における取組》

令和6年度	地域包括支援センター 23 か所 (大森・平和島・入新井※1・馬込・南馬込・徳持・新井宿・嶺町・田園調布・たまがわ・久が原・上池台・千束・六郷・西六郷・やぐち・西蒲田・新蒲田・蒲田・蒲田東・大森東・糀谷※2・羽田)
令和7年度	地域包括支援センター 23 か所 (大森※2・平和島・入新井・馬込・南馬込・徳持・新井宿・嶺町・田園調布・たまがわ・久が原・上池台・千束・六郷・西六郷・やぐち・西蒲田・新蒲田・蒲田・蒲田東・大森東・糀谷・羽田)
令和8年度	地域包括支援センター 23 か所 (大森・平和島・入新井・馬込・南馬込・徳持・新井宿・嶺町・田園調布・たまがわ※1・久が原・上池台・千束・六郷・西六郷・やぐち・西蒲田※1・新蒲田・蒲田※2・蒲田東・大森東・糀谷・羽田)

※1:移転 ※2:暫定移転・仮移転



2 地域包括支援センターの運営支援

(高齢福祉課)

- ・地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口としての機能のほか、地域包括ケアシステムの中核機関として、地域ケア会議の開催等を通じて高齢者を支える地域づくりの役割を担っています。今後、さらに多様化・複雑化する高齢者等の複合課題に対応するため、各地域包括支援センターの相談支援機能の向上及び関係機関との協力・連携推進に向けた支援を行います。
- ・令和6年度から新たに取り組む「機能アップ3か年計画*(令和6～8年度)」を通じて、地域包括支援センターとして必要な機能のさらなる向上を図ります。
- ・地域包括支援センター事業について見直しを図りながら必要な人員、費用算定の検討を進めます。
- ・相談件数 201,429 件、うち新規 8,341 件
ケアマネジャー支援 17,753 件 法務支援 15 件 (令和4年度)

3 地域ケア会議の開催

(高齢福祉課・地域福祉課)

- ・地域包括ケアシステム構築の手段の一つとして、個別課題の検討から地域の共通課題を発見し、解決に向けた検討を多職種連携により行う地域ケア会議を実施します。
- ・地域ケア会議について、個別レベル会議・日常生活圏域レベル会議・区レベル会議に区分し、ボトムアップ式に個別課題、地域課題、区全体の課題の解決に向けた検討を行います。
- ・個別レベル会議では、困難ケースの解決、自立支援、ケアマネジャーの資質向上等を目的に、継続して開催します。
- ・日常生活圏域で抽出した地域課題について、解決に向けて地域の関係者による検討を引き続き進めていきます。
- ・区レベル会議では、区の高齢者施策につながる案件の検討等を行います。
- ・実績(令和4年度):
 - 個別レベル会議 107 回 日常生活圏域レベル会議 53 回
 - 基本圏域レベル会議 4回 区レベル会議 1回

4 高齢者在宅生活支援事業

(高齢福祉課・地域福祉課)

- ・在宅の要介護高齢者に対し、介護サービス以外のニーズにも応じ、安心できる在宅生活を支えます。
- ・要介護高齢者支援事業(出張理髪・美容、寝台自動車料金の助成、はり・きゅう・マッサージ)については今後の要介護者の増加を見据え、サービスのあり方を検討します。
- ・そのほか、以下の事業を実施します。
 - ねたきり高齢者訪問歯科支援事業(歯科健康診査、摂食嚥下機能健診)
 - 緊急代理通報システム事業
 - 紙おむつ等支給事業

《計画期間における取組》

令和6年度・ 令和7年度	<ul style="list-style-type: none">・要介護高齢者支援事業について今後のサービスのあり方を検討・救急代理通報システム事業は緊急事態へ即応ができるよう、適切な事業実施に努める・紙おむつ等支給事業は実施方法について精査し、適切な事業実施に努める
令和8年度	<ul style="list-style-type: none">・要介護高齢者支援事業について今後のサービスのあり方を検討・救急代理通報システム事業は緊急事態へ即応ができるよう、適切な事業実施に努める・紙おむつ等支給事業は実施方法について精査し、適切な事業実施に努める・ねたきり高齢者訪問歯科支援事業について、口腔に関する相談窓口として歯科医療のセーフティネットの役割を担うとともにニーズの変化にあわせて見直しを図る

5 家族介護者支援ホームヘルプサービス事業

(地域福祉課)

- ・要介護4・5の認定を受け、在宅で家族の介護を受けている方を対象に、家族介護者の精神的・身体的負担軽減を図るため、ヘルパーを派遣します。
- ・利用の促進を図るため、介護保険事業者連絡会などの機会を利用し事業周知を図ります。
- ・利用者数 588人 延利用時間数 7,408時間 (令和4年度)

《計画期間における取組》

令和6～8年度 ・区報、ホームページ、介護事業者連絡会等で事業の周知

6 家族介護者の交流の促進

(高齢福祉課)

- ・介護者向け情報誌「ゆうゆう」を発行し、活動している家族会の情報や時節に即した介護関連の知識等を提供し、介護者の精神的負担軽減や孤立化の防止に取り組みます。
- ・介護家族会の運営や交流会を支援します。
- ・介護者向け情報誌の発行 年4回(各回 3,000部 計 12,000部) (令和4年度)

7 介護・医療等のデータの利活用

(高齢福祉課)

- ・「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」にて、国保データベース(KDB)システムを活用し、介護・医療の双方データを分析して事業対象者を抽出するなどし、フレイル・介護予防の効率、効果的な推進を図ります。
- ・上記事業のデータ利活用に係る実例を普及啓発するなどして、関係各課にEBPM(データに基づく政策形成)の考え方を周知していきます。

施策12 共生と予防を軸とした認知症高齢者への支援

【現状と課題】

- 認知症は国を挙げての取組課題として位置づけられ、様々な認知症施策が展開されてきました。令和6年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（認知症基本法）においては、都道府県・市町村に認知症施策推進計画の策定が努力義務とされるなど、取組の推進・強化が図られています。同法は「認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進」することを目的としたもので、共生社会の実現という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていくことが定められています。
- これまでの区取組として、認知症に関する基礎的知識を身に付ける「認知症サポーター養成講座」や、認知症の人やその家族、地域住民等が気軽に集える場である「認知症カフェ」を開催してきたほか、各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援チームを配置し、医療と介護の連携を図りながら、認知症の早期診断・早期対応につなげています。
- また、65歳前に発症する若年性認知症*の人と家族への支援として、介護保険による若年性認知症デイサービス事業を令和元年度から開始しています。さらに令和2年度には、若年性認知症支援相談窓口を開設し、本人や家族が抱える様々な課題解決を図るため、関係機関と連携した支援や普及啓発活動に取り組んでいます。
- 高齢化のさらなる進行に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれており、区の推計では、大田区内の認知症高齢者(日常生活自立度Ⅰ以上)は2025年に約2.7万人、2040年に約3万人まで増加することが予想されます。認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、早期に医療につながり、また必要な支援を受けることができる体制づくりや、予防に向けた取組を強化していくことが、今後の課題であると考えます。

【施策の方向性】

認知症の共生と予防への理解を深める地域づくりを進めます

- 認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る「応援者」である「認知症サポーター」になるための養成講座を開催します。
- 認知症サポーター養成講座の受講者を対象とした「認知症サポーターステップアップ研修」の実施や、認知症の人を支える「チームオレンジ*」活動を進めます。
- 小・中学校や企業等を対象に認知症に係る講座を開催し、こどもから大人まで、あらゆる世代の人が認知症への理解を深め、それぞれができることを自然にお手伝いできるような環境づくりを進めます。
- 認知症施策推進大綱*においては、支援にあたっては当事者の意見を伺いながら推進していくことが重要とされています。区としても、本人・家族など当事者の思いや意見を反映させた支援のあり方を検討します。

- ・ 認知症の人が、尊厳と希望をもって認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという共生の社会の実現が求められています。認知症高齢者やその家族が、地域活動への参加や就労など様々な方法により、社会参加が果たされる環境の整備に取り組みます。

早期診断・早期対応のための体制整備を推進します

- ・ 本人や家族による気づきを促すとともに、早期診断に向けた医療機関とのさらなる連携強化を図ります。また、より状況に適した支援に速やかにつながる取組を進めます。
- ・ 認知症サポート医と地域包括支援センター職員による支援チームを各地域包括支援センターに配置し、認知症地域支援推進員とともに認知症の早期診断・対応及び医療・介護連携を推進します。

若年性認知症の人と家族への支援を推進します

- ・ 若年性認知症に精通した専門のコーディネーターを配置した若年性認知症支援相談窓口において、本人や家族が抱える課題解決に向けた伴走型支援を実施するとともに、関係機関とのネットワークを広げていきます。
- ・ 若年性認知症デイサービス事業と連携をしながら、本人や家族が悩みや思いを語り、共有していくことができる本人ミーティング、家族会を支援します。

【施策を支える事業・取組】

1 認知症サポーター養成講座事業

(高齢福祉課)

- ・ 認知症に対する正しい知識と理解を持ち、認知症やその家族の「応援者」となる認知症サポーターの育成を図ります。
- ・ 養成講座受講者を対象としたステップアップ研修の実施や、チームオレンジへの参加に向けた取組を進めます。
- ・ 認知症サポーター養成講座開催 77回 受講者 1,344人 (令和4年度)

《計画期間における取組》

- ・ 個人参加型の講座開催や地域団体等が開催する講座への講師派遣
- 令和6～8年度 ・ 小・中学校等や企業等への開催アプローチ
- ・ ステップアップ研修の開催及び各地域におけるチームオレンジ活動の推進

2 認知症検診推進事業

(高齢福祉課)

- ・認知症の早期診断・早期対応の体制整備を推進するため、事業対象年齢の方(70歳と75歳)へ認知症に関する知識の普及啓発を図るとともに、「大田区もの忘れ検診」の受診を勧奨します。
- ・受診に至らない方にも「自分でできる認知症の気付きチェックリスト」を確認してもらい、その点数を知らせてもらうことで、早期に地域包括支援センターとつながる仕組みを進めます。

3 認知症地域支援推進員

(高齢福祉課)

- ・認知症の人やその家族の意向を伺いながら、適切なサービスが提供されるよう、相談等に積極的に取り組みます。
- ・認知症の状況に応じた個別支援体制が構築できるよう、認知症初期集中支援チームや医療及び福祉サービス関係機関との連携を強化します。
- ・地域の誰もが参加できる認知症カフェの開催やチームオレンジ活動等を通じ、認知症の人と家族が安心して暮らせる地域づくりを推進します。
- ・認知症カフェの運営支援 26 か所 (令和4年度)

《計画期間における取組》

- ・認知症の人や家族、地域の人がともに集える認知症カフェの開催
- 令和6～8年度
- ・認知症の人や家族を地域で支えるチームオレンジ活動の推進
- ・企業や地域団体等への啓発、連携

4 認知症初期集中支援チーム

(高齢福祉課)

- ・認知症が疑われる人や認知症の人、その家族に対し、医療・福祉の専門職と認知症サポート医がチームを組んで、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。
- ・個別支援チーム活動数 108 件 チーム医活動数 51 件 (令和4年度)

《計画期間における取組》

- ・認知症地域支援推進員と連携し、対象者が必要とする医療や介護との支援体制構築
- 令和6～8年度
- ・医療機関や認知症支援コーディネーターとの連携推進
- ・認知症初期集中支援チーム検討委員会の開催



5 若年性認知症の人と家族への支援

(高齢福祉課・介護保険課)

- ・「大田区若年性認知症支援相談窓口」において、若年性認知症の人や家族の状況に応じ、今後の生活の相談、就労支援、居場所づくりなど、様々な分野にわたる課題解決に向けて伴走型支援を実施します。
- ・若年性認知症デイサービス事業については、引き続き普及啓発と受入人数の拡充を図りながら、適切な支援を実施します。
- ・相談件数 1,510 件 (令和4年度)

《計画期間における取組》

- ・若年性認知症の人や家族の状況に応じた伴走型支援の実施
- 令和6～8年度
- ・各関係機関との支援ネットワークの構築推進
- ・本人ミーティング、家族会の支援

6 認知症高齢者支援事業

(高齢福祉課)

- ・「大田区認知症サポートガイド(認知症ケアパス*)」等を活用し、認知症に関する知識や支援のための施策を広く区民に周知し、地域のネットワークを活用して、地域全体で認知症の人とその家族を支える体制を整備します。

7 認知症予防の促進

(高齢福祉課)

- ・認知症を予防するための講座や考えながら身体を動かす「フリフリグッパ体操」などを実施します。

8 認知症支援コーディネーター事業

(高齢福祉課)

- ・東京都認知症疾患医療センターと連携しながら、認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームが取り組む個別支援を支えます。

9 大田区行方不明高齢者等情報配信事業(高齢者見守りメール)

(高齢福祉課)

- ・認知症サポーター養成講座等を通じて、検索依頼メールを受信する協力者(登録者)を増やし、認知症の人を地域で見守る体制を強化します。

10 認知症高齢者グループホーム家賃等助成事業

(介護保険課)

- ・特別区民税非課税世帯で収入等の基準に該当する生計困難者が、この助成制度へ参入することの申出をしている認知症高齢者グループホームを利用する場合、家賃、食費等の利用者負担のうち、月額 7,000 円を上限として助成します。

3 計画の進行管理及び評価指標について

(1) 計画の進行管理にあたっての考え

本計画の進行管理については、PDCA サイクルの考え方に基づき年度単位で実施していきます。具体的には、毎年度の取組について各担当課・係で事業実績のまとめと目標に対する振り返りを行い、浮かび上がった事業実施の課題等については、解決策を次年度の取組として目標に反映させるなどし、それらを毎年報告書としてまとめます。

報告書は、学識経験者や医療・福祉の専門職、地域代表、区民代表等から構成される「大田区高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進会議」に提出し、会議の委員の皆様から意見をいただき、課題解決・目標の達成に向け取り組んでいきます。

よって、必要に応じて計画期間内に新規事業の立ち上げに向けた検討、見直しを実施するなど即応力のある執行体制とし、刻々と変化する社会情勢に対応していきます。





(2) 第9期計画で掲げる評価指標

評価指標は本計画の進捗状況を把握するもので、取組の効果は推進会議等を通じて地域の皆様と共有します。

これらの指標を活用し、計画の進行管理を行うとともに見直しや改善に努めます。

評価結果及びその他の個別事業の実績等についても毎年度とりまとめ、推進会議で報告し、確認・評価をいただきながら、スパイラルアップを進めていきます。

●基本目標1●

番号	指標	設定の主旨	目標	施策 ページ
1	高齢者人口に占めるシルバー人材センター会員数及び就業延人数	社会活動に参加する高齢者に対する支援の効果・状況を測る		施策1 91ページ
2	絆サポートの利用件数	住民主体による生活支援に対する地域の理解度及び活用状況を確認する		施策2 95ページ
3	介護予防の場にリハビリ等の専門職が参画している件数・箇所数	効果的・効率的な介護予防の実践に結び付けるため、専門職の関与を強化する		施策3 97ページ
4	フレイル予防講座の参加者数	介護予防に取り組む高齢者や地域の担い手の拡充の状況を測る		施策3 97ページ

●基本目標2●

番号	指 標	設定の主旨	目標	施策 ページ
1	健康寿命の延伸	要介護2以上に認定される平均的な年齢により、介護予防・重度化防止に向けた取組状況を確認する		施策4 100ページ
2	介護サービス従事者の定着率の向上（離職率の縮小）	介護人材の確保・育成・定着に向けた取組の効果を確認する		施策4 100ページ
3	地域密着型サービスの介護基盤の整備状況	要介護者等の在宅生活を支援するサービスの充実度を測る		施策4 100ページ

●基本目標3●

番号	指 標	設定の主旨	目標	施策 ページ
1	見守りキーホルダー登録者数及び見守り推進事業者登録数	見守りキーホルダーの登録者数や見守り推進事業者の登録数の推移から、見守りネットワークの充実度を測る		施策7 119ページ
2	個別避難計画の作成状況	災害時における高齢者の安全確保に資する体制の整備状況について確認する		施策8 122ページ

●基本目標4●

番号	指 標	設定の主旨	目標	施策 ページ
1	老いじたく事業への参加者数	事業を通じ、権利擁護・成年後見に対する区民への浸透度を測る		施策9 126ページ
2	地域ケア会議個別レベル会議の開催回数 ・支援困難ケース ・自立支援ケース	地域の方の参画と多職種連携により、地域課題の共有と解決及び自立支援等に向けた取組を推進する		施策11 131ページ
3	認知症サポーター養成講座及びステップアップ研修の受講者数	認知症の人とその家族も含めた地域での共生に向け、認知症に対する理解を深めるため、受講の推進を図る		施策12 135ページ

評価指標については、社会状況等を鑑み具体的な数値目標は設定せず、毎年度の事業の実績数字や進捗状況等が、令和5年度実績から改善・レベルアップしていくことを目標とします。

(3) 計画の進捗管理に活用していく3つの指標

第9期計画の進捗を管理していく指標は、(2)で掲げた12の指標を基本とし、加えて、全国的に共通する以下の3つの指標についても評価・分析を行い、次年度に向けた取組や事業の改善の必要性を「大田区高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進会議」等を通じて考察していきます。

■介護保険事業計画上のサービス見込量等の計画値

本書の第6章「介護保険事業の現状と今後の運営」における「2 第9期介護保険事業計画の介護保険事業量と事業費の見込み」で掲げた各サービスの見込量に係る計画値と実績値等を把握するほか、地域包括ケア見える化システム等を活用し、要介護認定率(年齢調整済み)や在宅サービスと施設・居住系サービスのバランス等について、全国平均その他の数値との比較や経年変化の分析を行い、介護サービスにおける利用状況の把握と要因分析を行っていきます。

■自立支援・重度化防止等の「取組と目標」

介護保険法第117条に基づき、区市町村は、高齢者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化への取組及び目標を介護保険事業計画に掲げることが規定されています。

第9期計画は、施策3「介護予防・フレイル予防の推進」において、自立支援、介護予防又は重度化防止に向けた取組と目標を掲げ、施策5「効果的・効率的な介護給付の推進」において、介護給付の適正化に向けた取組と目標を掲げました。両施策の自己評価・分析を行ったうえで取組の結果等を東京都に報告し、その評価結果を公表します。

■保険者機能強化推進交付金等に関する評価指標

平成30年度より、国は、区市町村の様々な取組の達成状況を評価できるよう、客観的な指標を設定し、区市町村の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための保険者機能強化推進交付金を創設しました。また、令和2年度には、保険者による介護予防及び重度化防止に関する取組についてさらなる推進を図るため、新たな予防・健康づくりに資する取組に重点化した介護保険保険者努力支援交付金を創設しました。

区は、保険者機能強化推進交付金等の評価指標を活用しながら、高齢者の自立支援及び重度化防止に向けた取組を進めていきます。